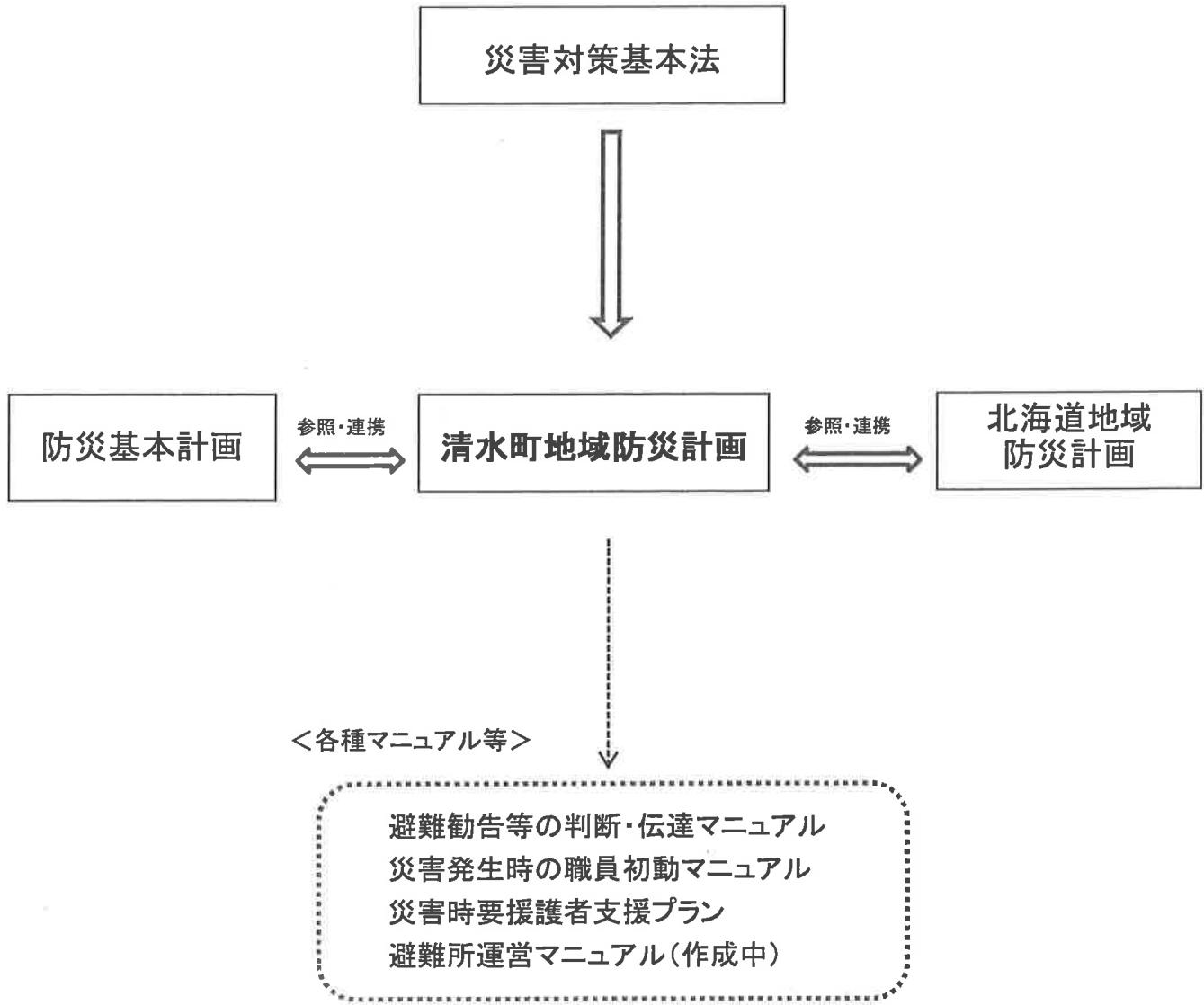


平成 27 年度

總務文教常任委員會
所管事務調查資料

總務課

【災害対策関係法令・計画フロー図】



指定緊急避難場所
<災害時に緊急かつ一時的に避難する場所>

緊急避難場所		所 在	電話番号
洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、大規模火災、内水氾濫の場合	地震の場合		
清水小学校	清水小学校グラウンド	上川郡清水町字清水第2線71番地	0156-62-2082
清水高校	清水高校グラウンド	上川郡清水町北2条西2丁目	0156-62-2156
清水中学校	清水中学校グラウンド	上川郡清水町本通11丁目	0156-62-2617
	北地域集会所広場	上川郡清水町北2条7丁目	0156-62-2111
	東地域集会所広場	上川郡清水町南9条8丁目	0156-62-2111
文化センター	清水中央公園	上川郡清水町南3条3丁目	0156-62-5115
老人福祉センター	有明公園多目的広場	上川郡清水町南2条7丁目	0156-62-2582
農業研修会館	農業研修会館広場	上川郡清水町字清水第4線59番地	0156-62-2521
	西地域集会所広場	上川郡清水町南2条西5丁目	0156-62-2111
	御影中学校	上川郡清水町字御影南2線73番地	0156-63-2562
御影小学校	御影小学校グラウンド	上川郡清水町御影東2条3丁目	0156-63-3560
御影公民館	御影公民館広場	上川郡清水町御影東1条5丁目	0156-63-2111
	御影鉄南中央公園	上川郡清水町御影東1条南2丁目	0156-63-2111
	旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	上川郡清水町字下佐幌基線98番地	0156-62-2111
旧下人舞小学校	旧下人舞小学校グラウンド	上川郡清水町字人舞169番地	0156-62-2111
人舞福祉館	人舞福祉館広場	上川郡清水町字人舞289番地	0156-62-5281
きたくま文化蔵	きたくま文化蔵グラウンド	上川郡清水町字熊牛125番地	0156-62-6888
旧熊牛小学校	旧熊牛小学校グラウンド	上川郡清水町字熊牛68番地	0156-62-2111
旧松沢小学校 (松沢の郷)	旧松沢小学校グラウンド (松沢の郷グラウンド)	上川郡清水町字熊牛11番地	0156-62-2111
美蔓福祉館	美蔓福祉館広場	上川郡清水町字美蔓西23線85番地	0156-62-5556
上清水福祉館	上清水福祉館広場	上川郡清水町字清水第3線32番地	0156-62-4096
羽帯福祉館	羽帯福祉館広場	上川郡清水町字羽帯南2線97番地	0156-63-3200
少年自然の家	少年自然の家広場	上川郡清水町字羽帯南10線94番地	0156-63-2139
剣の郷創造館	剣の郷創造館グラウンド	上川郡清水町字旭山31番地	0156-63-2568

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。

※災害の状況により最寄の避難場所が危険な場合は、近隣の避難場所を利用することとします。

※地震の場合において建物を指定緊急避難場所に指定するためには、新耐震基準を満たしていかなければならないことから、本町では屋外の広場等を指定いたします。

指定避難所一覧
<被災者が一定期間避難生活を送る場所>

避 難 所	所 在	電話番号
清水小学校	上川郡清水町字清水第2線71番地	0156-62-2082
清水高校	上川郡清水町北2条西2丁目	0156-62-2156
清水中学校	上川郡清水町本通11丁目	0156-62-2617
文化センター	上川郡清水町南3条3丁目	0156-62-5115
老人福祉センター	上川郡清水町南2条7丁目	0156-62-2582
農業研修会館	上川郡清水町字清水第4線59番地	0156-62-2521
御影中学校	上川郡清水町字御影南2線73番地	0156-63-2562
御影小学校	上川郡清水町御影東2条3丁目	0156-63-3560
御影公民館	上川郡清水町御影東1条5丁目	0156-63-2111
旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	上川郡清水町字下佐幌基線98番地	0156-62-2111
旧下人舞小学校	上川郡清水町字人舞169番地	0156-62-2111
人舞福祉館	上川郡清水町字人舞289番地	0156-62-5281
きたくま文化蔵	上川郡清水町字熊牛125番地	0156-62-6888
旧熊牛小学校	上川郡清水町字熊牛68番地	0156-62-2111
旧松沢小学校 (松沢の郷)	上川郡清水町字熊牛11番地	0156-62-2111
美蔓福祉館	上川郡清水町字美蔓西23線85番地	0156-62-5556
上清水福祉館	上川郡清水町字清水第3線32番地	0156-62-4096
羽帶福祉館	上川郡清水町字羽帶南2線97番地	0156-63-3200
少年自然の家	上川郡清水町字羽帶南10線94番地	0156-63-2139
剣の郷創造館	上川郡清水町字旭山31番地	0156-63-2568

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。

※災害の状況により最寄の避難所が危険な場合は、近隣の避難所を利用することとします。

地域防災計画		耐震化状況調査				
緊急避難場所兼避難所	緊急避難場所	区分	施設	耐震化済	非常電源	暖房設備
清水小学校	清水小学校グラウンド	校舎	○	○		○
		体育館	○	○		○
		グラウンド				
清水高校	清水高校グラウンド	校舎	○	○		○
		体育館	○	○		○
		グラウンド				
清水中学校	清水中学校グラウンド	校舎	○	○		○
		体育館	○	○		○
		グラウンド				
	北地域集会所広場 東地域集会所広場	集会所広場				
		集会所広場				
文化センター	清水中央公園	中央公民館	○	○	○	○
		清水中央公園				
老人福祉センター	有明公園多目的広場	老人福祉センター	○	○		○
		有明多目的広場				
農業研修会館	農業研修会館広場	農業研修会館	○		○	○
		農業研修会館広場				
御影中学校	御影中学校グラウンド	集会所広場				
		校舎	○	○		○
		体育館	○	○		○
御影小学校	御影小学校グラウンド	グラウンド				
		校舎	○	○		○
		体育館	○	○		○
御影公民館	御影公民館広場	グラウンド				
		御影公民館	○			○
	御影鉄南中央公園	御影公民館広場				
		御影鉄南中央公園				
旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	旧下佐幌小学校グラウンド (さくらさくらグラウンド)	旧下佐幌小学校	○	○		○
		旧下佐幌小学校グラウンド				
旧下人舞小学校	旧下人舞小学校グラウンド	旧下人舞小学校	○			
		旧下人舞小学校グラウンド				
人舞福祉館	人舞福祉館広場	人舞福祉館	○			○
		人舞福祉館広場				
きたくま文化蔵	きたくま文化蔵グラウンド	きたくま文化蔵	○			
		きたくま文化蔵グラウンド				
旧熊牛小学校	旧熊牛小学校グラウンド	旧熊牛小学校	○	○		○
		旧熊牛小学校グラウンド				
旧松沢小学校 (松沢の郷)	旧松沢小学校グラウンド (松沢の郷グラウンド)	旧松沢小学校	○	○		○
		旧松沢小学校グラウンド				
美蔓福祉館	美蔓福祉館広場	旧松沢小学校				
		美蔓福祉館	○	○		○
上清水福祉館	上清水福祉館広場	美蔓福祉館				
		上清水福祉館	○			○
羽蒂福祉館	羽蒂福祉館広場	上清水福祉館				
		羽蒂福祉館	○			○
少年自然の家	少年自然の家広場	羽蒂福祉館				
		少年自然の家	○			
剣の郷創造館	剣の郷創造館グラウンド	少年自然の家				
		剣の郷創造館	○	○		○
20	26	剣の郷創造館			25	17
		グラウンド			2	22

清水町防災備蓄状況

	品目	購入日	品名	数量	消費(賞味)期限	備考
食料	米	24.1.17	五目御飯セット(アルファ米)	5kg入り10セット(50食×10)	2017.01(賞味)	4箱支所保管
		25.1.23	チキンライスセット(アルファ米)	5kg入り10セット(50食×10)	2018.01(賞味)	4箱支所保管
		25.11.20	ドライカレーセット(アルファ米)	5kg入り10セット(50食×10)	2018.11(賞味)	4箱支所保管
		27.2.5	きのこご飯(アルファ米)	5kg入り10セット(50食×10)	2020.06(賞味)	
	計			200kg(2,000食)		
	ミルク	26.10.31	粉ミルク	850グラム入り 10缶	2016.2	
寝具類	毛布	23.12.9	災害備蓄用毛布	250枚		
		24.2.27	災害備蓄用毛布	100枚		
		24.10.30	災害備蓄用毛布	150枚		
		25.6.1	災害備蓄用毛布	50枚		寄付(清水ロータリーカラブ)
		26.8.19	災害備蓄用毛布	100枚		
		27.3.31	災害備蓄用毛布	100枚		
	計			750枚		140枚支所保管
備蓄品	照明器具	26.6.30	ソーラーランタン	5個		
		26.11.25	LEDライト	2台		
		26.8.21	LPガス式小型発電機	3台		御影公民館、美夢福祉館、老人福祉センター配置
		26.11.25	ガソリン式小型発電機	2台		
		26.11.6	ヘルメット	20個		
		26.11.6	ヘッドライト	10個		
消耗品	発電機	26.11.13	フロアーマット	10個		
		26.11.13	間仕切り	10セット		
		26.11.13	屋内テント	5張		
		26.11.13	延長コードリール	3個		
		26.11.25	ポータブルガストーブ	10台		
		26.10.31	大人用紙おむつ	M-L(18枚入)、L-LL(16枚入) 各15/パック		
	日用品	26.11.25	カセットガス 3本入	16/パック		

防災情報を配信します！



町では平成26年11月1日より
清水町内の情報配信を実施しております。

町民の皆様が安全で安心な生活が過ごせますよう、清水町内に関わる気象情報、国民保護情報、避難関連情報などや緊急のお知らせを電子メールや電話、FAXでお知らせするサービスです。



配信する内容

▼町から状況に応じて配信

- 気象情報・・・大雨特別警報
大雪特別警報
緊急で危険が伴う気象警報など
- 避難情報・・・避難準備情報
避難勧告
避難指示
- その他危険・緊急情報

▼消防庁から瞬時に配信

- 国民保護情報・・・ミサイル攻撃
大規模テロなど
- 地震情報・・・緊急地震情報
震度速報



▼情報を受け取る方法

- 1 電子メール・・・携帯電話等へのメール送信
(町からのメールを受信できるよう設定してください。)
- 2 電 話・・・ご自宅の電話への自動案内
(電話でメッセージを聞いたら最後に#を押す必要があります。)
- 3 F A X・・・情報内容のFAX送信
(操作する作業はありません)



どの手段でも登録するだけで防災情報を受け取ることができます。
万が一に備えて登録(申込)しましょう！

※登録は無料ですが、通信料は登録する方のご負担となります。
※登録方法については、裏面をご覧ください。

▼登録方法 ・・・2つの方法があります。どちらかでご登録ください。

①メールで登録する場合 →次の順に操作してください。

QRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください

※QRコード読み取が出来ない方
bousai.shimizu-town@raiden.ktaiwork.jp
に空メールを送信

システムから仮登録通知のメールが来ます

清水町防災情報メール
メールサービスの仮登録が完了しました。まだ登録は完了していませんので、以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。
https://raiden.ktaiwork.jp/register?*****

URLにアクセス
氏名の入力と配信情報の選択を行います

ユーザー情報登録
○メールアドレス
:*****@*****
○氏名
[必須]
□配信情報(複数選択可)
□防災情報
□お知らせ情報
次へ

内容の確認を行います

設定内容の確認
次の内容でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。

○メールアドレス
*****@*****
○氏名

○配信情報
防災情報

戻る 登録

登録完了です
登録の完了
以上で登録手続きは完了です。

完了の通知メールが来ます
清水町防災情報メールへの登録が完了致しました。
登録内容の変更・配信解除は次のリンク先にアクセスしてください。
https://raiden.ktaiwork.jp/register/update?aid=*****



※メールの受信又は拒否設定をご利用されている方は、登録メールを受信できるように設定してください。

②申込書を提出する場合 →次の申込書を役場総務課総務係まで郵送又はFAX等で提出してください。

利用申込書

申込者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	@
利用する通信手段	電話 FAX メール配信 ※希望する通信手段に○印を付けてください。

- * 利用しない通信手段の番号等は記入しなくても結構です。
- * 登録に必要な個人情報は、このサービスのためだけに使用します。

問い合わせ先 清水町役場総務課総務係 TEL0156-62-2111 FAX0156-62-5116

北海道 清水町

避難勧告等の判断・伝達

マニュアル

平成27年4月

清水町 災害対策本部

■ 目 次 ■

1 避難勧告等の発令区分	1
2 避難勧告等の判断基準	1
3 各種災害の特性	2
4 避難勧告等の発令の判断基準	4
(1) 河川洪水	5
(2) 土砂災害	6
5 避難勧告等の伝達方法	9
6 避難勧告等の伝達文（例）	10

1 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は以下のとおりとする。

(1) 避難準備情報

気象警報等が発表され、災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要し、事前に避難準備することが適當であると認められる者が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供する。

(2) 避難勧告

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、町民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促す。

(3) 避難指示

災害による被害の危険が切迫している場合等で、避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められる場合に、町民に対し避難のための立ち退きを勧めるとともに指示する。

2 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、対象となる災害を以下の2種類とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断する。

- ①河川洪水
- ②土砂災害

3 各種災害の特性

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- 1) 避難行動要支援者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- 2) 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- 3) 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

① 水害（河川のはん濫等）

堤防を有しない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川で破堤した場合、はん濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前に避難完了が必要となる。また、相当量のはん濫水が流れ出るので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地ではん濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

浸水が始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- イ) 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- ロ) 用水路等への転落のおそれがある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。
- ハ) 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

② 土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等、複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象（P.7）を確認したら速やかに避難する必

要がある。

そのため町は、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- イ) 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けることと、土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。
- ロ) 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物の 2 階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

4 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の標準的な意味合いについては次のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に、避難勧告等を発令する。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者避難準備情報)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は、要配慮者の避難支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる

《運用上の注意事項》

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風雨はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものを含めて、総合的な判断を行う。
- 自然現象のため不測の事態等が想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難させることも考慮する。

1) 河川洪水

① 避難すべき区域

原則として河川浸水想定区域（十勝川流域：帯広開発建設部帯広河川事務所ホームページ「防災・災害情報」のサイトを参照）のうち、浸水深が 50 cmを超えると予想される範囲内

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報（避難判断水位、はん濫危険水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断し、発令する。

イ) 十勝川（水位観測所地点：清水町字人舞東1線（共栄橋地点））

区分	判断基準
避難準備情報	①水位観測所の水位が水防団待機水位（143.50m）に達し、一定時間後には、はん濫注意水位（144.30m）を超えると予想される。
避難勧告	①水位観測所の水位が避難判断水位（145.20m）に到達し、1時間後には、はん濫危険水位（145.40m）に到達すると予想される。 ②河川はん濫のおそれがある。
避難指示	①はん濫危険水位（144.70m）に到達する。 ②堤防等が決壊するおそれがある。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)

ロ) ペケレベツ川（水位観測所地点：清水町南2条西6丁目1番2地先河川敷（ペケレベツ橋地点））

区分	判断基準
避難準備情報	①水位観測所の水位が水防団待機水位（177.58m）に達し、一定時間後には、はん濫注意水位（178.13mm）を超えると予想される。
避難勧告	①水位観測所の水位が1時間後には、はん濫危険水位（178.74m）に到達すると予想される。 ②河川はん濫のおそれがある。
避難指示	①はん濫危険水位（178.74m）に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)

ハ) その他の河川

区分	判断基準
避難準備情報	①河川が一定時間後にはん濫注意水位に達すると予想される。 ②町域における大雨注意報（1時間雨量25mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川にいちじるしい増水がみられたとき ③佐幌川流域の流域雨量指数17以上を示し、洪水注意情報が発令された場合
避難勧告	①河川がはん濫注意水位を越え、なお水位が上昇するおそれがある。 ②町域における大雨警報（1時間雨量45mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川にいちじるしい増水がみられたとき ③佐幌川流域の流域雨量指数22以上を示し、洪水警報が発令された場合
避難指示	①洪水等による被害の危険が、目前に切迫していると判断される。

- ・ 水防団待機水位：出水時に水位状況を水防関係者に通報するための水位
- ・ はん濫注意水位：出水時に災害のおこるおそれのある水位で、水防団を出動又は準備させる水位
- ・ 避難判断水位：はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難勧告等の目安になる水位（本町では「はん濫注意水位」と同じ）
- ・ はん濫危険水位：洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位

※ 「水防団」等の用語の使用は、北海道水防計画に準じている。

2) 土砂災害

① 避難すべき区域

本町の土砂災害の発生のおそれのある危険箇所（地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）が、町内に点在していることから、町職員や消防職員等による危険箇所の巡回情報や北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報、周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難勧告の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡回等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	現地情報等による判断基準
避難準備情報	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。
避難勧告	① 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続することが見込まれる。 ② 近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見される。
避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表されている。 ② 近隣で土砂災害が発生している。 ③ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される。

※ 土砂災害の前兆現象

	前兆現象	説明
土 石 流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い
	立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象
	溪流の流水が急激に濁りたり、流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象で、土石流発生につながる可能性が高い
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める	溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象で、天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い
崖 崩 れ	異様な山鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる現象で、崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い
	異様におい（土臭い、ものの焼ける、酸っぱい等）がする	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのにおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる
	溪流付近の斜面が崩れたり、落石などが発生している	溪流沿いの斜面が崩れやすくなってしまい、大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	溪流に新たに、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象で、土石流発生の引き金となる
地 滑 り	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象で、崩壊に至る可能性が高い
	小石が斜面からばらばらと落ちだす	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象で、崩壊に至る可能性が高い
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として、変異（移動）し異常音が発生する現象で、崩壊に至る可能性が高い
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象で、崩壊に至る可能性が高い
	普段澄んでいる湧き水が濁る、水の吹出しがみられる、湧き水の急激な増加、減少、枯渇が認められる	地盤内部に新たな水道の形成または地下水流量の増加による侵食量の増大のために認められる現象で、斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する
	地鳴り	地滑りブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する減少
	家鳴り	地滑りブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象
	根の切れる音	地滑りブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象
	地面の振動	地滑りブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象

	前兆現象	説明
地 滑 り	木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）	地滑りブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象
	亀裂や段差の発生・拡大	地滑りブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象
	地表面の凸凹の発生	地滑りブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凸凹が発生する現象
	擁壁のクラックや押し出し	地滑りブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象
	舗装道路やトンネルの裂け目やひび割れ	地滑りブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルに裂け目やひび割れが発生する現象
	電線の弛みや引っ張り	地滑りブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象
	建物等の変形（戸の締りが悪くなる、壁に隙間ができる）	地滑りブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象
	橋等に異常を生じる	地滑りブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位を生じる現象
	落石や小崩壊の発生	地滑り末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象
	地下水の濁り	地滑りブロック（土塊）の移動により、地下水が濁る現象

湧水の流量の変化（枯渇や急増）

湧水の濁りの発生

新しい湧水の発生

5 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮しつつ、防災行政無線や車両による広報、町ホームページへの掲載、清水町防災情報メール、報道各社への放送要請などを行うとともに、町内会長などへの電話等様々な手段で実施する。

【伝達先・伝達方法】

伝達先	伝達方法
(住民)	<ul style="list-style-type: none">・住民・町内会長・農事組合長・地域団体 <ul style="list-style-type: none">・防災行政無線・広報車、消防車・町ホームページ・電話、FAX、メール、テレビ、ラジオ・口頭伝達
(避難行動要支援者、学校・福祉関係機関等)	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の事前登録者・町社会福祉協議会・学校、保育所、町内事業所等 <ul style="list-style-type: none">・電話、FAX、テレビ、ラジオ
(防災関係機関等)	<ul style="list-style-type: none">・警察署、消防署、消防団・北海道（十勝総合振興局等）・指定地方行政機関（北海道開発局等） <ul style="list-style-type: none">・電話、FAX、

6 避難勧告等の伝達文（例）

1) 避難準備（要配慮者避難）

○ 避難準備（要配慮者避難）の伝達文の例

こちらは、清水町（災害対策本部）です。

ただ今、（^{※1}避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。

お年寄りの方など避難に時間を要する方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

（また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難してください。）

【^{※1}避難すべき事由の例】

- ・□□川の水位が上昇し、今後はん濫するおそれがある。

- ・これまでの雨や今後の予想から、土砂災害の発生するおそれがある。

2) 避難勧告

○ 避難勧告の伝達文の例

こちらは、清水町（災害対策本部）です。

ただ今、（^{※2}避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。

直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。

（また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難してください。）

【^{※2}避難すべき事由の例】

- ・□□川の水位が上昇し、今後浸水の始まるおそれがある。

- ・□□裏山で土砂災害の発生する危険が非常に高まってきた。

3) 避難指示

○ 避難指示の伝達文の例

こちらは、清水町（災害対策本部）です。

ただ今、（^{※3}避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

直ちに（避難所の施設名）へ避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。

【^{※3}避難すべき事由の例】

- ・□□川の水位がさらに上昇し、大変危険な状況である。

- ・□□裏山で落石があり、すぐにも崖崩れ発生する非常に危険な状況である。

4) 避難情報を探す際の注意事項

- ・各情報に至った理由（状況）や避難所については、簡潔に伝達すること。
- ・避難に支障となることがある場合（道路冠水、崖崩れ等）は、その状況も一緒に伝達すること。

■ M E M O ■

避難勧告等の判断・伝達
マニュアル

平成27年4月

清水町災害対策本部

北海道 清水町

災害発生時の
職員初動マニュアル

平成27年4月

清水町 災害対策本部

■ 目 次 ■

本マニュアルの位置付け～本マニュアルの役割と利用方法～	1
I マニュアルの目的と全体の構成	1
1 職員の責務	2
2 マニュアルの全体構成	4
 【 第1段階：職員の参集】～警戒・非常配備体制による参集～	5
I 警戒・非常配備体制	5
1 配備体制について	5
2 配備体制における指揮者	6
II 職員の参集・動員	7
1 参集の流れ①(風水害・雪害等の場合)	7
2 参集の流れ②(地震災害の場合)	7
3 参集・動員要領	8
4 職員の非常登庁	9
5 参集場所に直ちに向かえない場合	10
 【 第2段階：初動体制の構築】～災害対策本部・各部の役割～	11
I 災害対策本部の設置	11
1 災害対策本部の設置基準	11
2 災害対策本部の設置場所	11
3 災害対策本部設置の連絡	12
4 災害対策本部の組織	12
5 災害対策本部設置後の準備	13
6 本部員会議の開催	13
 【 第3段階：初動対応】～状況の把握と避難誘導、初動活動の実施～	15
I 情報の収集・報告	15
1 被害情報の収集と報告等	15
2 情報収集～報告の手順	16
II 避難勧告等の判断基準・伝達方法	17
(参考) 避難勧告等の発令の流れ	17
1 避難勧告等の発令区分	18
2 避難勧告等の判断基準	18
3 避難勧告等の伝達方法	19
4 避難勧告等の伝達文(災害広報文例)	19
III 避難誘導・避難所開設	21
1 勧告・指示伝達事項	22
2 住民への周知及び関係機関への連絡	22
3 避難勧告等の伝達	22
4 避難誘導について	23

5 避難所の開設・運営について	24
IV 状況別初動対応	25
災害別初動対応の流れ	26
◎ 風水雪災害等の初動対応の流れ	26
◎ 地震災害の初動対応の流れ	27
災害対策本部の事務分掌（業務分担）	28
各部・班の初動時の業務内容	32
【1】総務対策部	32
【2】民生対策部	35
【3】産業対策部	39
【4】土木対策部	41
【5】文教対策部	43
【6】税務対策部	44
【7】出納対策部	45
【8】支所対策部	45
【参考資料】	46
■ 関係機関連絡先	46
■ 避難場所	51

本マニュアルの位置付け

～本マニュアルの役割と利用方法～

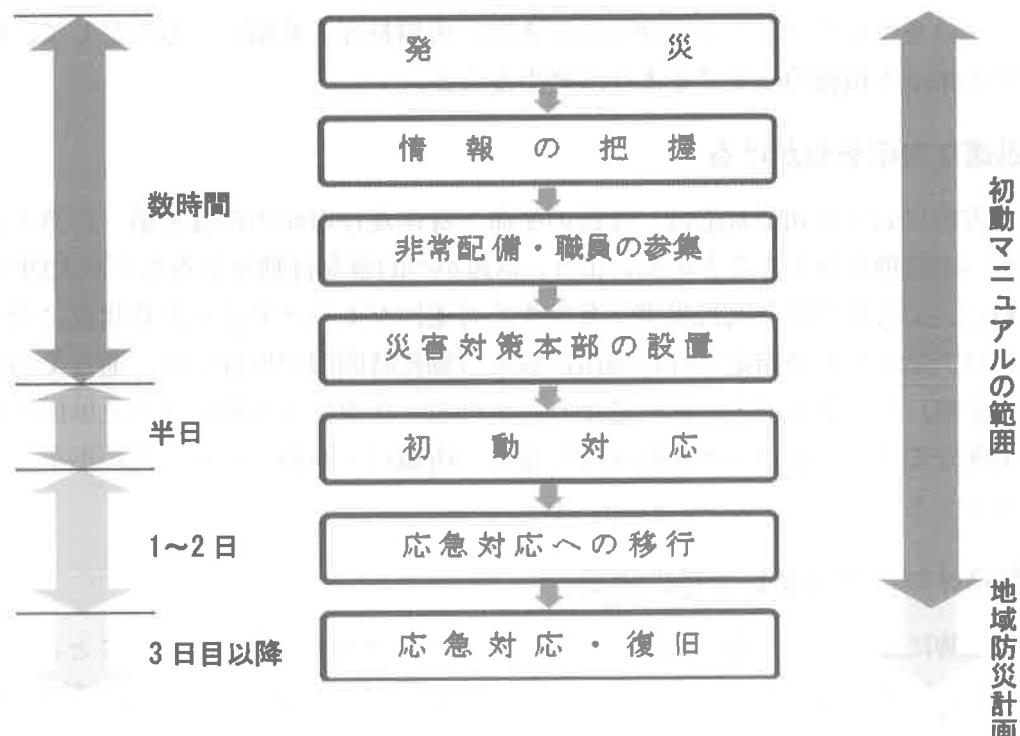
I マニュアルの目的と全体の構成

災害時に、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するうえで、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集、情報の収集、的確な避難誘導・指示等の初動期における対応は非常に重要である。

本マニュアルは、風水害及び地震災害対策を前提に、災害発生時、又は災害が発生する可能性があると考えられる状況になった場合を想定し、発生より数時間で、迅速かつ適正に初動体制を構築、災害対策本部を設置し、さらに、半日、1~2日までを中心に、各部班が実施すべき活動を整理し、職員が的確な初動対応を遂行することを目的として作成するものである。

なお、3日以降に行われる災害応急対策については、「清水町地域防災計画」に基づいて対応することとする。

図表 初動マニュアルの範囲



1 職員の責務

災害対策は、国、道、町及び公共機関等多くの機関がそれぞれの役割を分担し、協力して実施するものであり、このなかで町は、住民の生命、身体及び財産を、災害から保護するという重要な責務を担っている。

そのため、町は災害に関する情報収集をもとに、局地的な（町内での被害が限定される）災害か、あるいは広範囲に及ぶ災害であるかを総合的に判断し、早期に職員としての役割（業務分担：P. 28～45 参照）を実施できる対応が求められる。

こうした職員の責務を踏まえ、初動活動では、特に次のような点に心がけるものとする。

1) まずは身近な人の理解を得る

災害時に自らの職務を全うするため、まず、平素から家族等の身近な人へ職務の重要性について理解を得るとともに、自宅の防災対策や応急措置、近隣者との協力体制等について確認をしておくこと。

2) 災害対策本部員としての自覚

災害対応のために参集する時点から、職員一人ひとりが「清水町災害対策本部員」であることを自覚し、個々の対応すべき役割を十分に把握しておくこと。

3) 気象・地震情報に注意する

テレビ、ラジオ等により気象・地震に関する情報、ニュース等に注意し、災害の発生、又は発生しそうなことを知ったときは、所属長等と連絡をとるなどして、防災に関する指示を積極的に受けるように努めること。

4) 迅速な対応を心がける

災害時における初動対応は、住民の生命、身体及び財産の保護を第一に考え、災害対策への時期を逸することのないよう、迅速かつ的確な行動をとることが大切である。

特に、災害発生時、又は災害が発生する可能性があると考えられる状況になった場合には、あらかじめ指定された場所に参集（勤務時間内の場合には、通常業務を停止して参集）して災害対応にあたるよう心がける。状況により指定された場所への参集が困難な場合は、最寄りの避難所等に参集、所属長と連絡をとり、その指示に従って行動をすること。

5) 勤務体制の維持及び所在の確認

災害時においては、勤務時間が終了しても退庁は所属長の指示に従うこととする。

特に、勤務場所を離れようとする場合、又は離れている場合でも、常に所在を明らかにし、連絡体制の確保に努めること。

なお、消防団員を兼ねている職員は、災害の状況等により消防団員としての任務にあたる場合も想定されるが、その判断については、所属長の指示によることとする。

6) 参集途上の情報収集

災害時には、少しでも多くの確かな情報が必要である。参集途上の状況を確認し、被災の把握に努めること。

7) 関係機関との協力

災害時においては、他の部署や外部の関係機関と連絡を密にし、情報を共有しながら、協力して対応をすること。

また、いざというときに速やかな連携が図れるよう、普段から連絡を密にしておくことも重要である。

8) 親切な対応

被災者のなかには平常心を失い、パニック状態に陥っている方もいることを想定し、できるだけ丁寧な対応を心がけること。

特に、災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を考慮し、温かい配慮で接し、軽率な言動は慎むこと。

9) 報告は忘れずに

災害時は、職場が騒然として上司に対する報告を忘れることがあるため、大事なことは早く報告するよう、特に注意が必要である。また、関係機関への報告は確実に行うように心がけること。

10) 言動や記録への注意

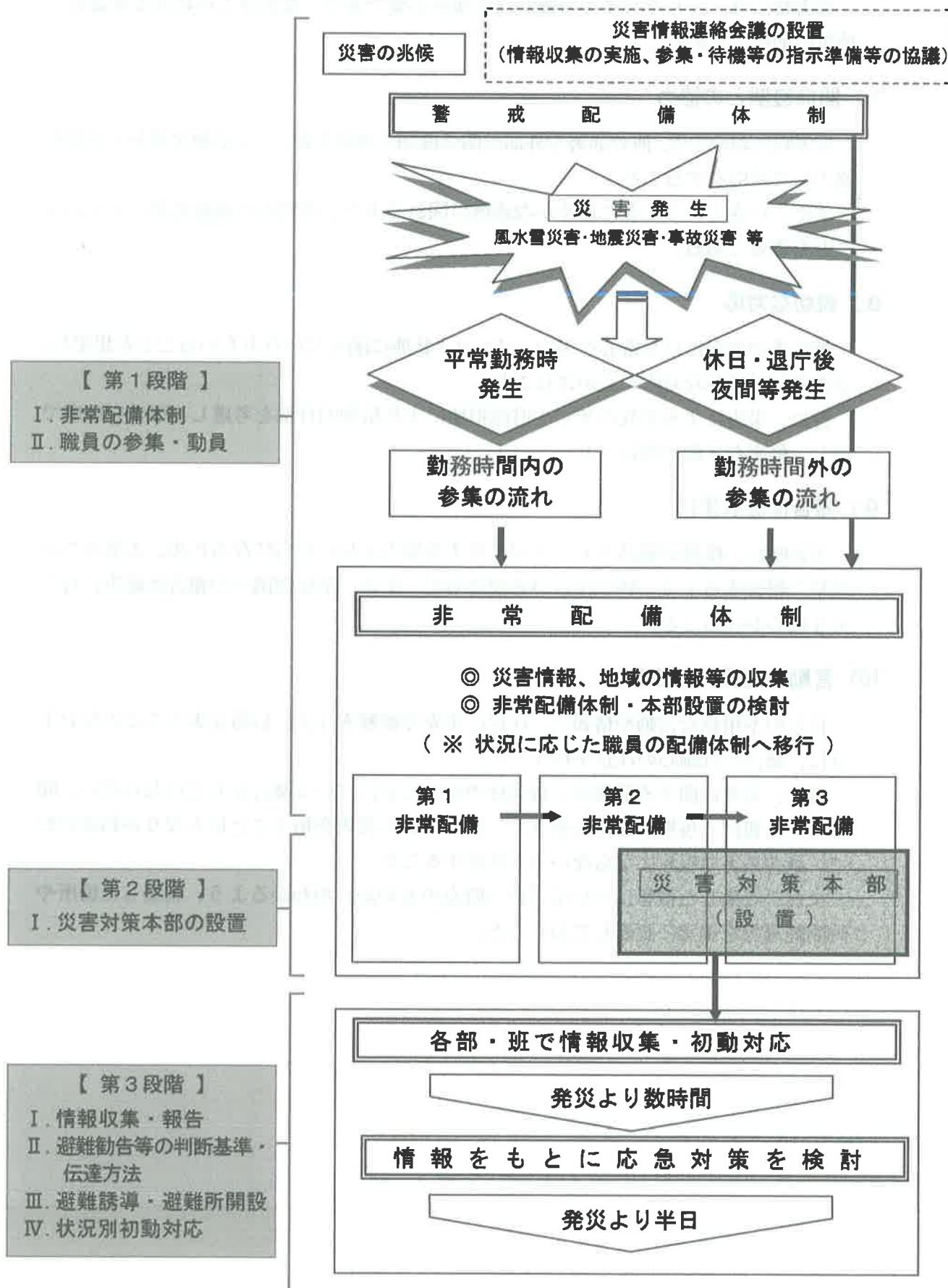
自らの不用意な言動や情報で、住民に不安や誤解を与え、信用を失うことのないよう、発言には細心の注意を払うこと。

特に、災害に関する情報は、確実性のないことについて発言をしてはならない。間違った情報は、現場に混乱を招き、二次、三次の災害を招くことにもなりかねないので、風評被害の根源にならないよう注意すること。

また、収集した情報について「いつ時点のものか」がわかるよう、収集した場所や時間経過等を確実に記録しておくこと。

2 マニュアルの全体構成

本マニュアルは、時系列ごとのテーマをもとに3つの段階でマニュアルを構成する。



【第1段階：職員の参集】

～警戒・非常配備体制による参集～

I 警戒・非常配備体制

1 配備体制について

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、町では次の警戒・非常配備体制の基準に従って、災害への対応にあたることとする。

特に、非常配備へ移行、または配備決定がされた場合、職員は地域防災計画に定める非常時の職務にあたることとする。

図表 警戒・非常配備体制の基準

種別	判断基準	配備内容
警戒配備体制	気象業務法に基づく気象情報又は警報を受け、警戒する必要が生じたとき。	総務課が情報収集にあたり、必要に応じて各課長と連携し、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。
第1非常配備体制	(1) 小規模な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。	総務課、各課長及び各課所属の少数の職員を召集し、情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急措置を実施する。また、第2配備体制に移行し得る体制をとするものとする。
第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度5弱の地震が発生したとき。 (3) 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各部の所要人員で、情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備体制に直ちに切り替え得る体制をとするものとする。
第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (3) 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部の全員をもってあたるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

注 被害の状況等により、上記基準による対応が困難と認められる場合においては、臨機応変な配備体制をとるものとする。

1) 災害情報連絡会議の設置（警戒配備・第1非常配備体制）

災害情報連絡会議は、本部設置に至らない比較的小規模災害が発生、または発生するおそれが生じた場合に、災害、気象、水象、地象に関する情報、巡回等による地域情報の収集を行い、必要に応じて非常配備体制、災害対策本部の設置に至るまでの措置を行う。

2) 非常配備体制の移行及び解除

本部長（町長）は、災害、気象、水象、地象に関する情報、地域情報等をもとに、非常配備体制を強化するとともに、必要な職員の参集を行う。

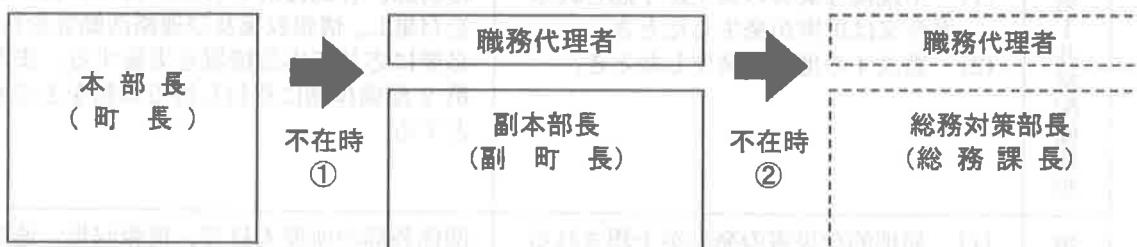
また、災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策がおおむね完了したと認められるときは配備体制を解除する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、設置した旨を直ちに本部員並びに防災会議構成機関、十勝総合振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書、その他の方法で通知及び公表することとし、廃止した場合の公表についても、設置の場合に準じて公表をする。（災害対策本部設置の連絡については P. 12 参照）

2 配備体制における指揮者

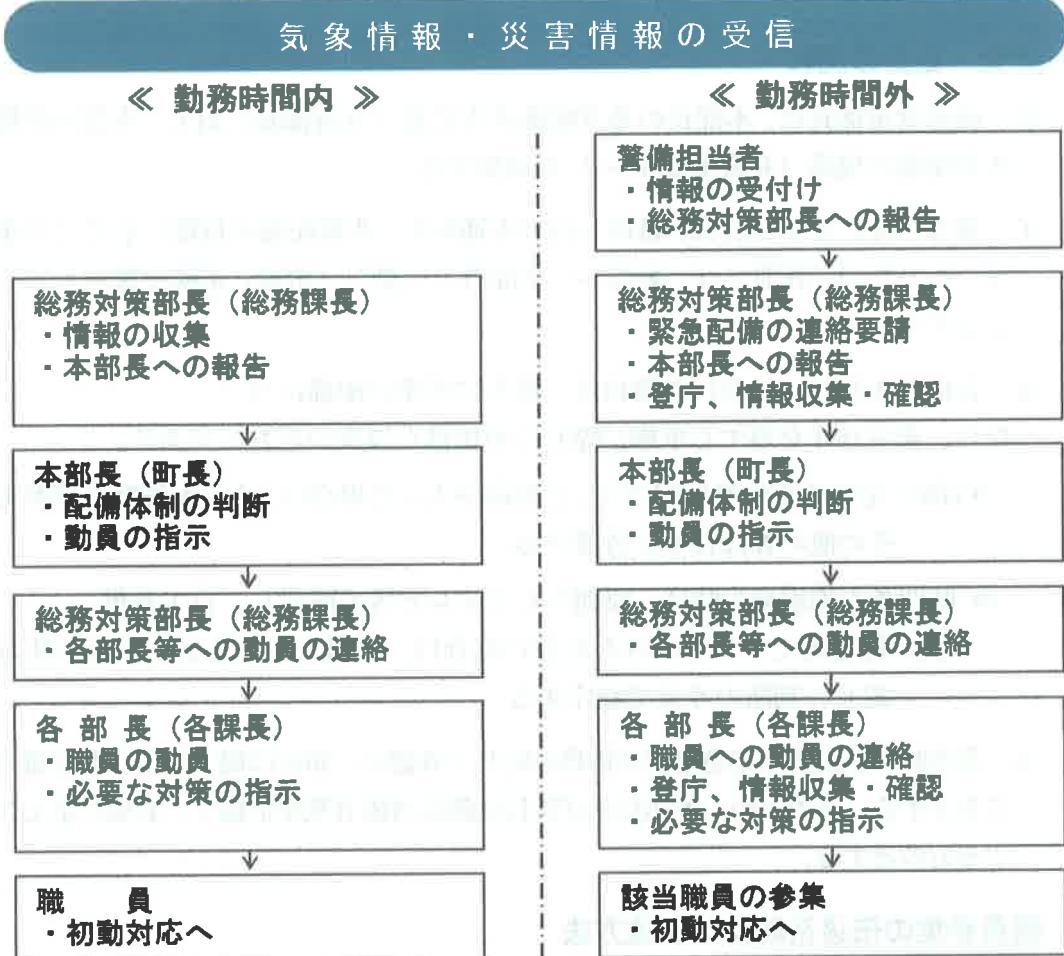
本部長（町長）不在時の指揮命令系統を確立するため、職務代理者を次のように定めて配備体制を決定する。

図表 本部長（町長）不在時の職務代理者（代理順位）

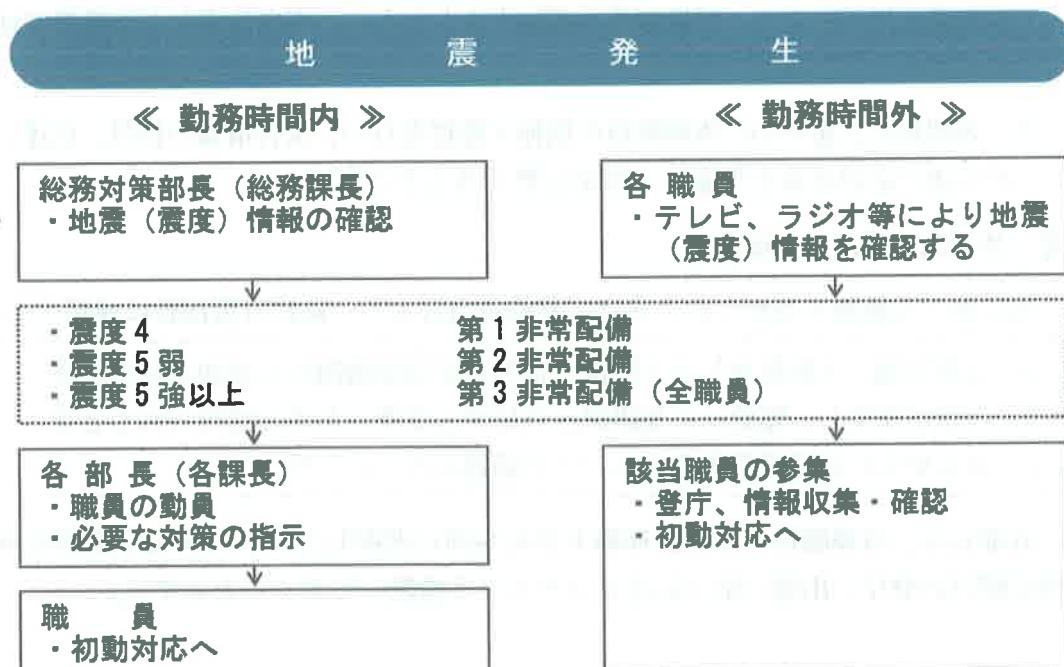


II 職員の参集・動員

1 参集の流れ①（風水害・雪害等の場合）



2 参集の流れ②（地震災害の場合）



3 参集・動員要領

1) 災害発生時における参集場所

参集場所は、原則として勤務場所とするが、状況に応じて、最寄りの施設や避難場所に参集することとする。(緊急避難場所及び避難所はP.50~51参照)

2) 参集・動員の流れ

ア 総務対策部長は、本部長の非常配備決定に基づき各部長に対し、本部の設置及び非常配備の規模（非常配備1～3）を通知する。

イ 通知を受けた各部長は、職員へ内容を通知し、非常配備の規模に応じて参集を行う。そのため、各部では、あらかじめ部内での動員（招集）系統を確立しておくこととする。

ウ 各部長より通知を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

なお、非常登庁を要する事態に際しての留意点は次のとおりである。

⇒(例)「第2非常配備体制です」と連絡が入った場合は、その配備職員が参集し、その他の者は自宅に待機する。

⇒ 時間外の地震発生時は、原則としてテレビ等で確認し、自主参集

(例) 停電等でテレビがみられない場合は、携帯ラジオや自宅周辺の状況を確認し、判断のうえで登庁する。

エ 災害時の状況及び応急措置の推移に応じて各部が、相互に協力応援体制を確立することとする。そのため、各部長及び班長は動員可能者数を把握し、必要に応じて応援するものとする。

3) 職員参集の伝達系統及び伝達方法

① 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

ア 非常配備体制が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、総務対策部長は、本部長の指示により、関係部長へ通知するとともに、府内放送などで職員に通知する。

イ 各部長は、速やかに所属職員の指揮・監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施することとする。

② 休日又は退庁後の伝達

次に掲げる情報を察知したときは、警備担当者より、総務対策部長に連絡する。

- a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
- c 災害発生に伴う異常現象についての通報があったとき

各部長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくこととする。

■動員・参集における留意点■

- ◎常に災害に関する情報、災害対策本部職員としての自覚に注意すること
- ◎不急の行事、会議、出張等は中止すること
- ◎正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁しないこと
- ◎勤務場所を離れようとする場合は、所属長と連絡をとり、所在を明らかにすること
- ◎自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと

4 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、または災害が発生、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害状況により各部長へ連絡又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各部長は職員参集状況を記録し、総務対策部長を通じて本部長へ参集状況を報告するものとする。

■自らの判断により非常登庁する際の留意点■

- ◎本部が設置された場合は、優先電話（回線）、広報車、テレビ・ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。
- ◎通信の途絶等により連絡がとれない場合は、周辺の状況等を確認のうえ、自らの判断により参集する。

■登庁する際の心得として■

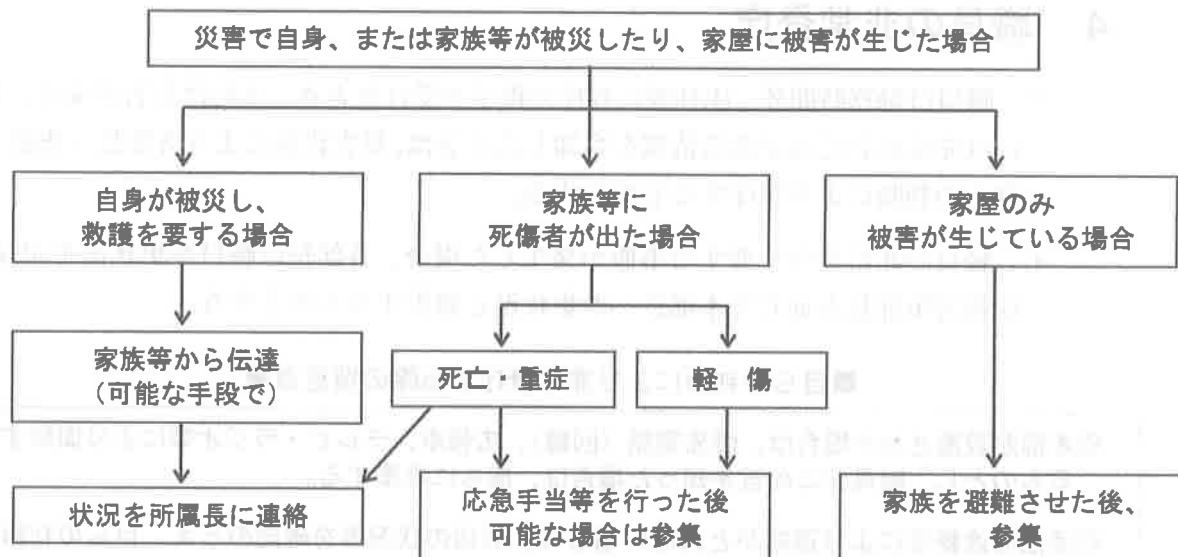
- ◎服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること
- ◎筆記具、飲料水（水筒）、食料、タオル、防寒具（冬期）、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集すること
- ◎参集途上においては、被災者、救助活動の状況、幹線道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の情報の収集を行うこと
- ◎勤務場所への参集途上において、火災の発生、又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し応急活動に従事するとともに、周囲の住民の協力を求め、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと
- ◎交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの町施設へ参集し、所属長への連絡に努めるとともに、応急活動に従事すること

5 参集場所に直ちに向かえない場合

地震災害等で、職員自身、又は家族等が被災したり、家屋に被害が生じ、参集場所に直ちに向かえない場合には、負傷等の程度に応じて参集することとする。

なお、病気やけが等の理由により、参集が不可能な場合には、必ずその旨を所属長へ連絡することとする。

図表 参集場所に直ちに向かえない場合の参集の流れ



【 第2段階：初動体制の構築 】

～ 災害対策本部・各部の役割 ～

I 災害対策本部の設置

災害対策本部は、町内において災害が発生し、または発生するおそれのある場合で必要があると認めるとき、町長が設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

あらかじめ災害対策本部の設置基準や本部及び各部の役割を確認しておくこととする。

1 災害対策本部の設置基準

町長は、配備体制の基準をもとに、状況に応じた配備へ移行し、次のいずれかに該当する場合に本部の設置を検討する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	<ul style="list-style-type: none">多くの住宅や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	<ul style="list-style-type: none">被害が大規模で広域にわたるとき
大 事 故 等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none">人命救助救出活動の難航が予想されるとき航空機が消息を絶ったとき
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none">人命の救助救出及び被害対策等を必要とするとき事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
道路災害	<ul style="list-style-type: none">被害が大規模なとき人命救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none">被害が大規模なとき人命救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	<ul style="list-style-type: none">被害が大規模なとき人命救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	<ul style="list-style-type: none">火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき人命救助救出活動の難航が予想されるとき
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none">冷（湿）害被害が発生したとき
地 震 灾 害	<ul style="list-style-type: none">震度5弱以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要があるとき地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
その他の災害	<ul style="list-style-type: none">上記以外の災害又は複数の災害が同時発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

2 災害対策本部の設置場所

本部は原則として役場内に設置する。ただし、役場が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するので、参集時によく確認することとする。

3 災害対策本部設置の連絡

災害対策本部を設置した場合は、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成機関、十勝総合振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し、次の方法等を使用して通知及び公表する。

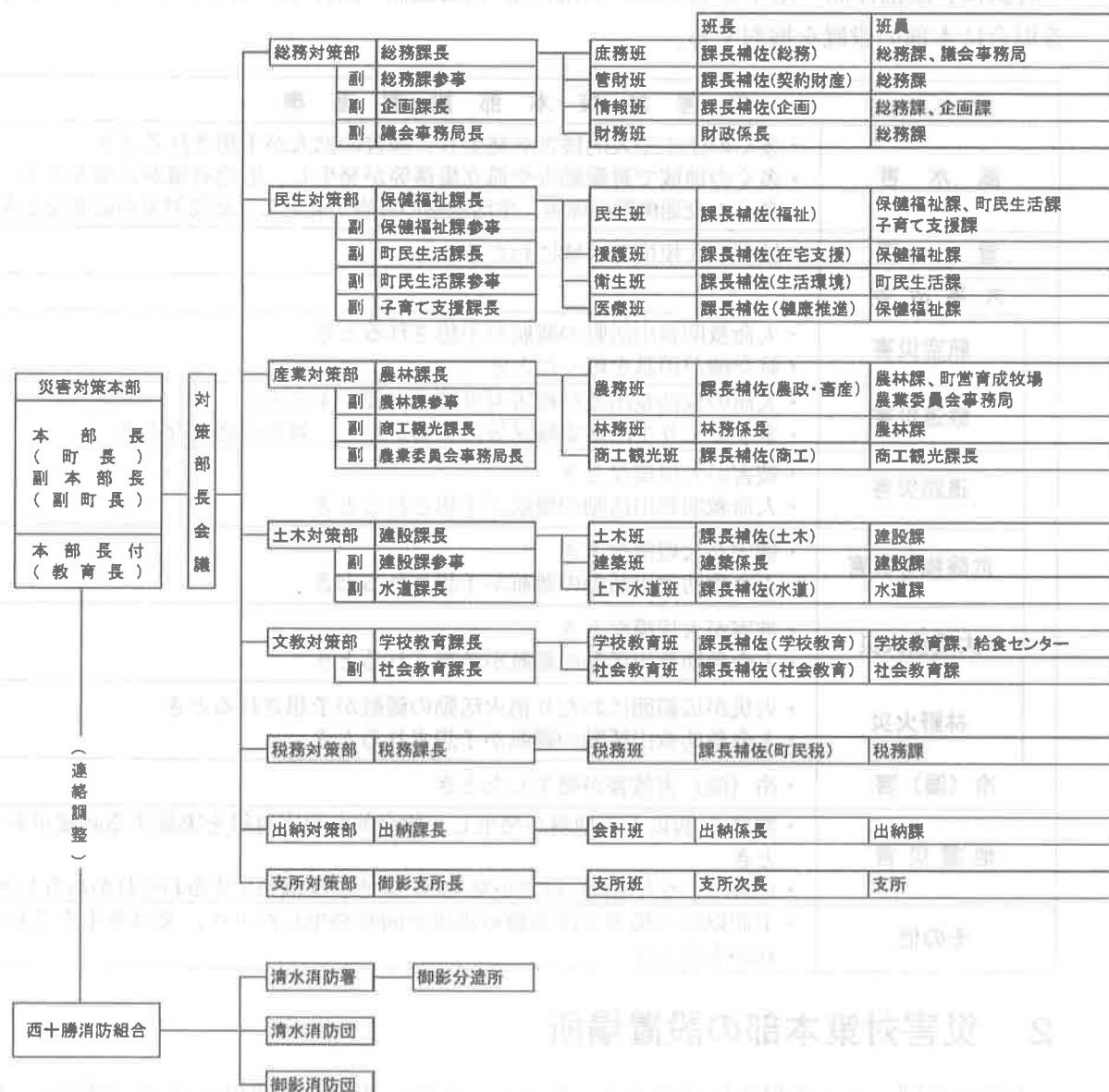
また、廃止した場合の公表についても、設置の場合に準じて公表する。

- ・本部員、全職員（庁内放送、電話等）
- ・防災会議構成機関、十勝総合振興局長、その他防災関係機関（無線、電話等）
- ・住民への周知（防災行政無線、広報車、電話、メール等）

4 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織体系は、以下のとおり、8 対策部、19 班の体制となる。

図表 清水町災害対策本部の組織



5 災害対策本部設置後の準備

災害対策本部の設置が決定された場合、本部に必要な資機材等の確保を行う。

- ・各防災関係機関の連絡先名簿
- ・被害状況報告その他の様式類・報告書
- ・テレビ
- ・ラジオ（停電時も使用可能なもの）
- ・停電用照明器具
- ・通信手段（優先電話（回線）、パソコン、FAX）の確保
- ・町内の図面及び住宅地図等、地図類

6 対策部長会議の開催

対策部長会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。

なお、対策部長会議での協議内容は主に以下のことである。

- ・本部の配備体制の移行及び廃止に関すること
- ・災害情報、被害状況の分析、それに伴う対策活動の基本方針に関すること
- ・関係機関に対する応援の要請に関すること
- ・その他災害対策に関する重要な事項

【(参考)災害対策本部の設置・運営の流れ】

チェック欄

発災前	◎災害情報連絡会議の設置 災害、気象、水象、地象に関する情報収集を行い、必要に応じて非常配備体制、災害対策本部の設置に至るまでの措置を行う。	<input type="checkbox"/>
発災より数時間	◎災害対策本部の設置 1. 設置の基準 「非常配備体制の基準」(P. 5) 及び「災害対策本部設置基準」(P. 11) を参考のこと 2. 設置場所 ①本庁舎 ②本庁舎に設置が困難な場合は、町長が指定する場所に設置 3. 本部設置の準備 ①災害対策本部室の確保 ②通信設備、テレビ、ラジオ、パソコン等情報機器などの機材の準備 ③住宅地図、管内図、掲示板、白板の準備 ④被害状況報告など書式類の準備 ⑤防災関係機関の名簿の準備 ⑥職員名簿の準備 ⑦車両及び駐車場の確保 ⑧「災害対策本部」の標識の設置 ⑨その他本部運営に必要な資機材の準備	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

発災より数時間	<p>4. 災害対策本部設置の通知 道及び十勝総合振興局、関係機関へ設置の旨を通知する。</p> <p>5. 各部からの災害情報及び被害状況報告の状況、初動対応状況の把握</p> <p>6. 災害情報及び避難勧告等発令情報、被害状況の報告 北海道防災情報システムを利用し、避難・被害情報を報告する。</p> <p>7. 避難所開設の報告 知事（十勝総合振興局長）あて、避難所開設の旨を報告する。</p>	<input type="checkbox"/>
	◎対策部長会議の開催	<input type="checkbox"/>
	<p>1. 登庁職員数の報告 総務対策部長は、登庁した職員数を本部長に報告する。</p> <p>2. 主な協議事項（※被害状況を把握し、必要な応急対策項目を検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員の初動体制に関すること ②被害調査、情報収集に関すること ③ライフライン（電気、ガス、上水道、電話等）の被害状況に関すること ④医療機関の被害状況に関すること ⑤公共交通機関の被害状況に関すること ⑥道路、橋梁の損壊状況に関すること ⑦家屋等の被害状況に関すること ⑧避難勧告、指示及び避難誘導に関すること ⑨避難所の開設に関すること ⑩避難場所の利用状況に関すること ⑪緊急輸送路の確保に関すること ⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関すること 	<input type="checkbox"/>
	<p>3. 自衛隊の派遣要請検討 必要な情報を収集・整理し、派遣要請の判断を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>4. 災害救助法の適用検討・応援要請に必要な情報の収集、整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①食料、飲料水、生活必需品等物資について、需要、供給を整理 ②医療、救出、施設等の応急復旧等に関わる資機材の需要、供給を整理 ③応急復旧に必要な人員の整理 ④ヘリコプターの臨時離着陸場の利用について 	<input type="checkbox"/>
	<p>5. 被害情報の報告</p>	<input type="checkbox"/>
	◎対策部長会議の開催	<input type="checkbox"/>
1～2日	<p>1. 主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①必要物資の調達要請に関すること ②各部の緊急対策とその進捗状況の確認に関すること ③関係機関への応援要請に関すること ④災害救助法の適用申請に関すること ⑤道、関係機関への要望事項に関すること ⑥余震・二次災害に関する情報等、広報に関すること ⑦ごみの収集体制に関すること ⑧職員の支援に関すること ⑨義援金品の募集、配分に関すること <p>2. 応援要請等の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ①応援要請の手続に沿って進めること ②職員の応援派遣要請についても、文書による手続を進めること <p>3. 被害情報の報告</p>	<input type="checkbox"/>

【 第3段階：初動対応 】

～ 状況の把握と避難誘導、初動活動の実施 ～

I 情報の収集・報告

初動対応を実施する際は、職員の参集状況も重要だが、町内の被災状況を十分に把握して、適切な対策を講じることが重要である。
そのためにも、まずは情報の把握に努めるものとする。

1 被害情報の収集と報告等

各情報収集は、動員された職員、関係機関、民間事業者等により、被害状況に係わる必要な情報を組織的に収集し、収集した各地区の被害情報等は、直ちに総務対策部を経て、本部長に報告する。

必要な項目及び情報の把握担当は、以下のとおりである。

1) ライフライン被害状況

項目	被害情報掌握機関	情報収集担当
1 道路・橋梁・河川	・帯広開発建設部 帯広道路事務所	土木対策部
	・帯広開発建設部 帯広河川事務所	土木対策部
	・十勝総合振興局 帯広建設管理部（鹿追出張所）	土木対策部
2 電気施設	・北海道電力株式会社（営業所）	総務対策部
3 通信設備	・東日本電信電話株式会社（北海道支店）	総務対策部
4 水道施設	・町水道課	—
5 交通	・新得警察署（駐在所）	総務対策部
6 危険物	・西十勝消防組合消防本部及び清水消防署	総務対策部

2) 一般被害状況

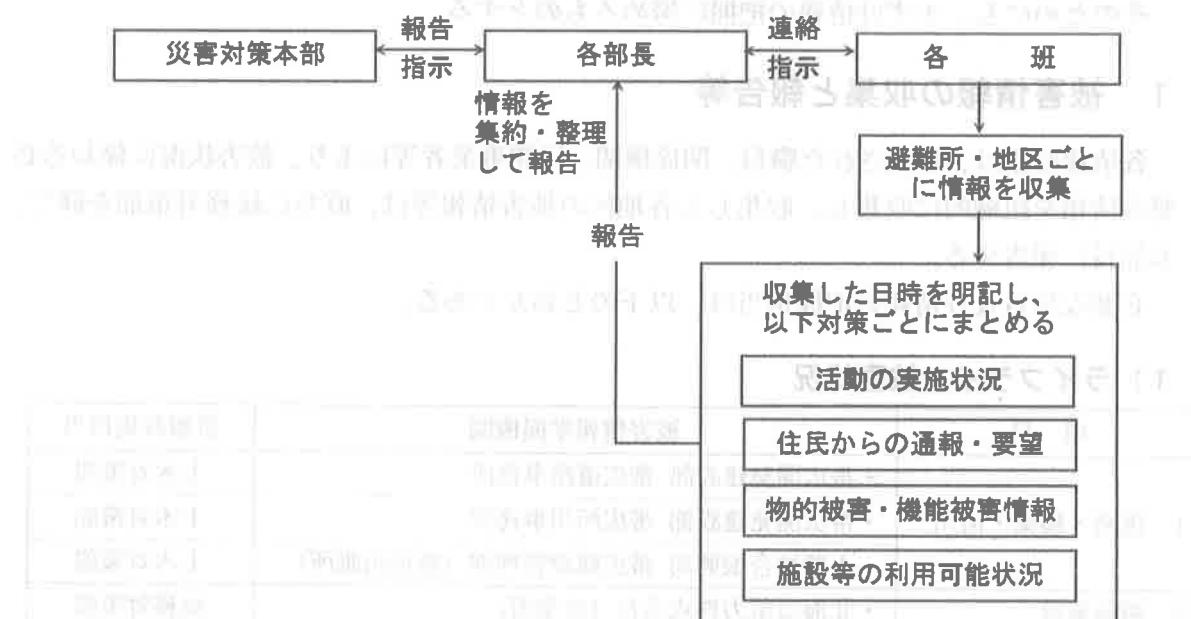
項目	調査対象	情報収集担当
1 人的被害	・救急搬送者	民生対策部
	・通院、病院搬入者	民生対策部
	・避難行動要支援者	民生対策部
	・被災者	民生対策部
	・死者・行方不明者	民生対策部
2 住家被害	・公営住宅・一般住宅	土木対策部
3 農畜産被害	・農地、農作物、家畜、農業用施設	産業対策部
4 林業被害	・林道、立木	産業対策部
6 商工観光関係被害	・店舗、商店、機械器具等	産業対策部
5 衛生施設被害	・ごみ処理施設、斎場他	民生対策部
7 文教施設被害	・小・中学校、保育園	文教対策部

項目	調査対象	情報収集担当
8 社会教育施設被害	・社会教育施設	文教対策部
9 社会福祉施設被害	・老人福祉施設、病院等	民生対策部

2 情報収集～報告の手順

災害時の活動においては、下図のとおり、災害対策本部からの決定事項に基づき、所管する事務に対する対策について、実施にあたって記録は各班で行い、各部でとりまとめて本部へ報告することとする。

図表 情報収集・報告のイメージ



(情報収集・共有方法)

- 原則として、災害対策本部の指示を各部長が部内の各班長に指示する。
- 各班は、収集した被害状況の調査・住民の意向等を分類し、収集した日時を明記して各部長へ報告する。
- 各部長は、収集した情報をとりまとめ、災害対策本部へ報告する。

II 避難勧告等の判断基準・伝達方法

(参考) 避難勧告等の発令の流れ

1 避難勧告・指示の発令の検討

- ①第1非常配備体制が発せられた後、避難判断基準に基づき、巡回での状況や避難勧告等を発令する気象情報、河川水位データ、雨量データ等を参考に決定
(※避難判断基準の詳細は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参照)

2 避難勧告・指示の発令 (※広報文例 P.19~20 参照)

- ①避難勧告及び指示の責任者
②避難勧告又は指示の内容
　・避難勧告者又は指示者
　・避難勧告・指示の理由
　・避難先(避難所)、避難経路
　・携行品の制限
　・その他
③本部長が不在の場合は、代理順位により発令
　第2位：副本部長
　第3位：総務対策部長
④発令後、速やかに本部長に報告

3 住民への周知及び関係機関への連絡

- ①広報手段等の選択(「3 避難勧告等の伝達方法」P.19 参照)
②住民への周知及び関係機関への連絡

4 避難誘導へ (P.21~23 参照)

1 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は以下のとおりである。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者避難準備情報)	<ul style="list-style-type: none">要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は、要配慮者の避難支援行動を開始）上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる

2 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、対象となる災害は、①河川洪水、②土砂災害の2種類とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断することとする。
(※避難勧告等の判断基準の詳細は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参照)

1) 河川洪水

避難勧告等は、雨量や河川水位情報（避難判断水位、はん濫危険水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断し発令する。

2) 土砂災害

土砂災害の発生するおそれのある危険箇所が、町内に点在していることから、町職員や消防職員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難勧告の対象となる「避難すべき区域」を判断して発令する。

3 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、電話や車両による広報、町ホームページへの掲載、清水町防災情報メール、報道各社への放送要請などを行うとともに、町内会長・農事組合長、地域団体などへの電話等、様々な手段で実施する。

【伝達先・伝達方法】

伝達先	伝達方法
(住民)	
・住民 ・町内会長・農事組合長 ・地域団体	・防災行政無線 ・広報車、消防車 ・町ホームページ ・電話、FAX、メール、テレビ、ラジオ ・口頭伝達
(避難行動要支援者、学校・福祉関係機関等)	
・避難行動要支援者の事前登録者 ・町社会福祉協議会 ・学校、保育所、町内事業所等	・電話、FAX、テレビ、ラジオ
(防災関係機関等)	
・警察署、消防署、消防団 ・北海道（十勝総合振興局等） ・指定地方行政機関（北海道開発局等）	・電話、FAX、

4 避難勧告等の伝達文（災害広報文例）

※ 避難情報を出す際の注意事項

- 各情報に至った理由（状況）を簡潔に伝達すること
- 避難所については、具体的に伝達すること
- 避難に支障となることがある場合（道路冠水、崖崩れ等）は、その状況も一緒に伝達すること

1) 避難準備（要援護者避難）

○ 避難準備（要援護者避難）の伝達文の例

こちらは、清水町（災害対策本部）です。
ただ今、（※¹避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。
お年寄りの方など避難に時間を要する方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。
(また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難してください。)

【※¹避難すべき事由の例】

- 川の水位が上昇し、今後はん濫するおそれがある。
- これまでの雨や今後の予想から、土砂災害の発生するおそれがある。

2) 避難勧告

○ 避難勧告の伝達文の例

こちらは、清水町（災害対策本部）です。

ただ今、（^{※2}避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。

直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。

（また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難してください。）

【^{※2}避難すべき事由の例】

- ・□□川の水位が上昇し、今後浸水の始まるおそれがある。

- ・□□裏山で土砂災害の発生する危険が非常に高まってきた。

3) 避難指示

○ 避難指示の伝達文の例

こちらは、清水町（災害対策本部）です。

ただ今、（^{※3}避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

直ちに（避難所の施設名）へ避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。

【^{※3}避難すべき事由の例】

- ・□□川の水位がさらに上昇し、大変危険な状況である。

- ・□□裏山で落石があり、すぐにもがけ崩れが発生する非常に危険な状況である。

4) 地震発生時の伝達

○ 地震時における録音放送文（地震中及び直後）

こちらは、清水町です。

ただ今、地震がありました。落ち着いて行動してください。

まず身の安全を守り、火の元を始末してください。

外にいる方は、落下物やブロック塹などに気をつけてください。

今後のテレビ、ラジオの情報を聞いて落ち着いて行動してください。

III 避難誘導・避難所開設

被災情報の把握とともに、住民の生命の安全を確保するために、避難誘導を行う。

風水害等では、気象警報等をもとに、あらかじめ避難を促すことも必要である。

特に、住民は「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の程度を把握していない場合もあるので、おこりうる（あるいは発生した）災害の状況や避難の必要性等を住民に伝えながら、避難誘導を進めることとする。

(参考) 避難誘導・避難所開設の流れ

1 避難優先順位（地区）・避難所の位置確認・避難準備情報

- 各地区避難所の周辺状況の確認するほか、浸水想定や危険箇所等の情報をあらかじめ確認
- 避難を優先する地区順位を確認
(特に危険区域内の地区では、最寄りの緊急避難場所等を一時集合場所とし、そこから町の指定する避難所へ移動する)
- 要支援者台帳による避難準備情報伝達を開始

2 避難行動要支援者の本人確認・避難誘導の開始

- 対象者となる避難行動要支援者の本人確認を行い、地域の協力を得ながら、避難誘導を開始（道路の被災状況、崖崩れ危険箇所図等により、危険箇所を避け誘導）
- 併せて消防団員などの協力を得て、最寄りの避難所の開設準備

3 避難所への誘導

- 避難誘導責任者（町職員、消防団員、消防署員、警察官）の指示や情報をもとに、道路の被災状況、崖崩れ等の危険箇所を避けて、町の指定する避難所へ誘導を開始

避難所での安否確認、避難所運営の実施

1 勧告・指示伝達事項

避難措置・緊急措置

住民への「避難勧告」「避難指示」を行う際の伝達事項は、以下のとおりである。

図表 住民への主な伝達項目

- | |
|--|
| ① 勧告又は指示者 |
| ② 避難対象区域 |
| ③ 避難先とその場所名 |
| ④ 避難経路 |
| ⑤ 避難又は指示の理由 |
| ⑥ 注意事項 |
| ア 避難時の戸締まりをする。 |
| イ 避難にあたって、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。 |
| ウ 漏電及び復旧後の通電火災の防止措置（電気のブレーカーを切る）。 |
| エ 携帯品は、必要最小限にする（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯 等）。 |
| オ 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨具、防寒用具等を携帯する。 |
| カ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。 |

2 住民への周知及び関係機関への連絡

避難措置を実施するときは、電話、広報車、ラジオ・テレビ、警鐘・サイレン等の信号、消防団員等による伝達、町内会等の協力、携帯メール、その他の連絡手段等により、住民への周知徹底を図る。

また、町、道、警察及び自衛隊は、避難措置を行った場合、その内容について相互に連絡通報する。

3 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、電話や車両による広報、町ホームページへの掲載、清水町防災情報メール、報道各社への放送要請などを行うとともに、町内会長などへの電話等様々な手段で実施する。

避難勧告等の伝達手順については、II 避難勧告等の判断基準・伝達方法 (P. 17~20) を確認しておくこととする。

4 避難誘導について

避難誘導の際は、次の避難誘導要領に従い、道路の状況及び危険箇所の位置等を確認する等、安全の確保を第一に進めるものとする。

■避難誘導要領■

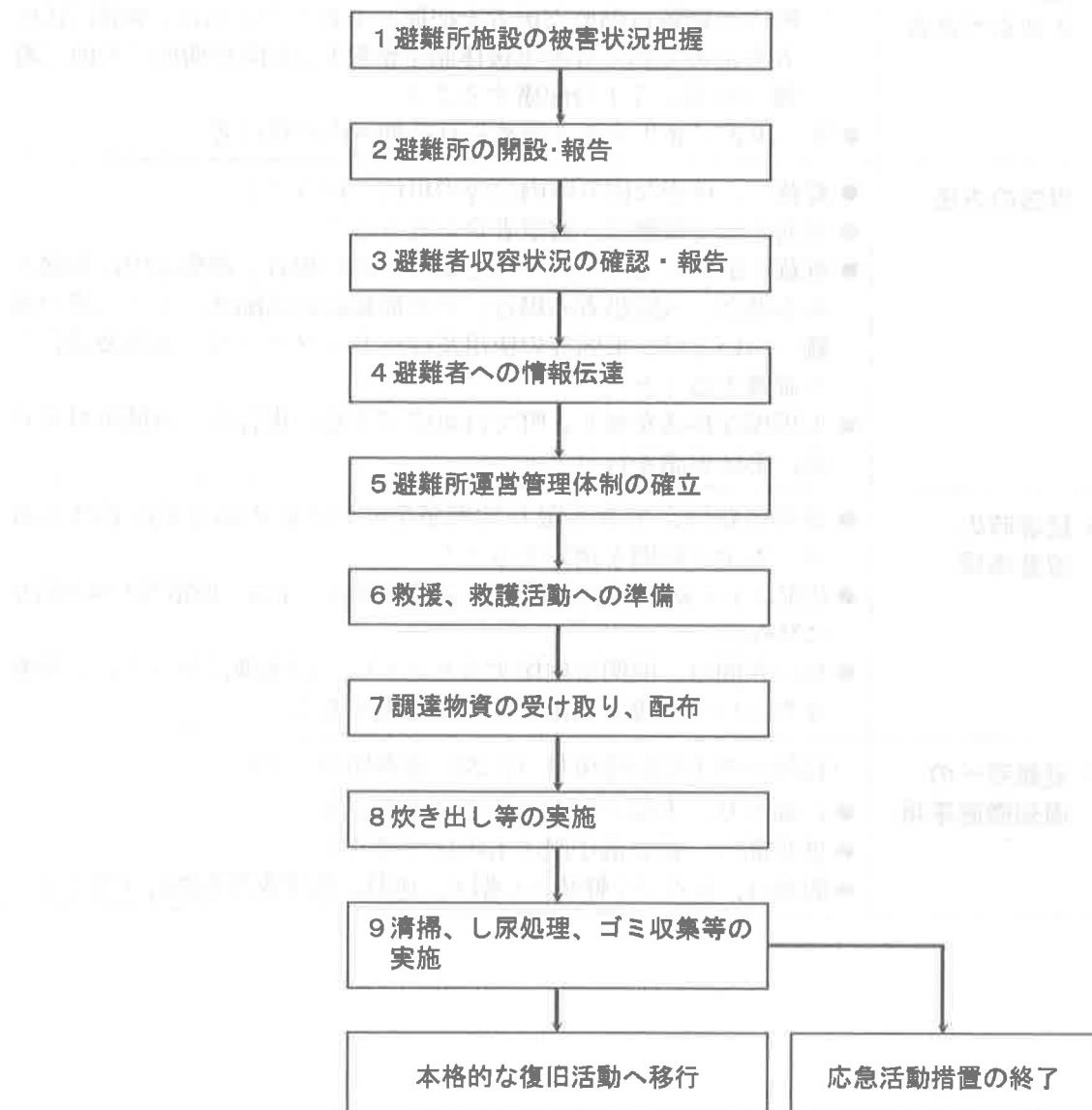
① 避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none">● 民生対策部 民生班の統括のもと、職員、消防職員、消防団員及び警察官等が協力して行うこと● 避難経路を住民に徹底させる必要があると認めたときは、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行い、その安全を確認し、要所に誘導員を配置すること● 警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請すること
② 優先して避難させるべき者	<ul style="list-style-type: none">● 負傷者及び高齢者・障がい者等の避難行動要支援者※ 町内の避難行動要支援者を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮すること● 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
③ 避難の方法	<ul style="list-style-type: none">● 避難は、可能な限り町内会等の単位で行うこと● 原則として避難は、避難者自ら行うこと● 避難者が自立で立ち退くことができない場合、避難途中に危険がある場合、入院患者の場合、その他施設の高齢者、子ども等の避難については、車両等の使用及びヘリコプター等の派遣要請により避難すること● 大規模な移送を要し、町では対応できない場合は、近隣町村及び道に応援要請を行うこと
④ 誘導時の留意事項	<ul style="list-style-type: none">● 誘導経路は、できる限り災害発生のおそれのある危険箇所を避け、安全な経路を選定すること● 状況により表示板等を設置し、誘導の際は、水没、感電等の事故防止に努めること● 特に夜間は、照明を確保するとともに、浸水地にあっては、舟艇またはロープ等を利用し、安全を期すること
⑤ 避難者への周知徹底事項	<p>(住民への主な伝達項目 (P. 22) を参照のこと)</p> <ul style="list-style-type: none">● 戸締まり、火気の始末を完全にすること● 携帯品は、必要最小限のものにすること● 服装は、なるべく軽装とし帽子、雨具、防寒衣等を携行すること

5 避難所の開設・運営について

- 避難所の運営については、町職員（主に民生対策部 民生班）が現地に赴き、町内会等、住民組織と協力して実施する。
- 物資等の調達は、総務対策部 管財班の協力を得て円滑に実施し、住民の協力を得ながら、各避難所で配給する。
- 避難所では高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。
- 避難が長期化する場合は、住民の心身の健康に配慮するほか、避難所運営は住民による自主運営を原則とし、職員は運営を支援する。
- 避難所の開設・運営の流れを以下のとおりとする。

（※避難所の開設・運営の詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照）

図表 （参考）避難所の開設・運営の流れ



IV 状況別初動対応

風水害の場合は、気象警報等により災害の発生が予見でき、段階的に対策を講じることが可能ですが、地震災害の場合は、突発的に発生することから緊急に対策活動を開始する必要があるなど、災害時の初動対応は状況によって異なる。

ここでは、状況ごとの初動期の主な活動を示すこととする。

本部の対策状況や町内の被災状況を常に把握しながら、各部班での必要な対応に向けた準備を進め、速やかに初動活動を行う。活動状況については、適宜、災害対策本部へ報告するものとする。

その他、災害対策本部より、他の部班への協力要請があった場合は、可能な限り協力することとする。

災害別初動対応の流れ	P. 26
災害対策本部の事務分掌（業務分担）	P. 28
各部・班の初動時の業務内容	P. 32
【1】総務対策部	P. 32
【2】民生対策部	P. 35
【3】産業対策部	P. 39
【4】土木対策部	P. 40
【5】文教対策部	P. 43
【6】税務対策部	P. 44
【7】出納対策部	P. 45
【8】支所対策部	P. 45

災害別初動対応の流れ

◎ 風水雪災害等の初動対応の流れ

台風・豪雨・豪雪等

1. 災害情報の収集

- ・気象警報等の発表状況の把握
 - ・災害協力協定に基づく要請（必要に応じて）
- 〔配備体制・動員計画に基づき自主収集、又は招集連絡〕
- 早急に職員収集・動員（※各職員収集開始～30分から1時間での動員を目標とする）
- ・河川等周辺地域の状況把握

2. 非常体制の配備、災害発生

- ・役場及び町有施設における設備等の被害状況の把握
- ・通信機能の確保
- ・防災関係機関との情報交換及び連携
- ・警戒活動の実施及び町内会長、関係団体等からの情報収集

3. 災害発生直後の緊急措置

- ・被害概況の把握、町長、副町長等への報告（登庁）
- ・職員招集、人命救助・火災等への緊急対応、又は応急復旧
- ・消防署、警察への通報
- ・住民への周知（場合により避難勧告・指示等）、避難措置・誘導実施
- ・被害状況の把握、十勝総合振興局への状況報告

4. 災害対策本部の設置

- ・本部員会議の開催
(被害の概況報告、避難誘導・人命救助等の応急対策の報告)

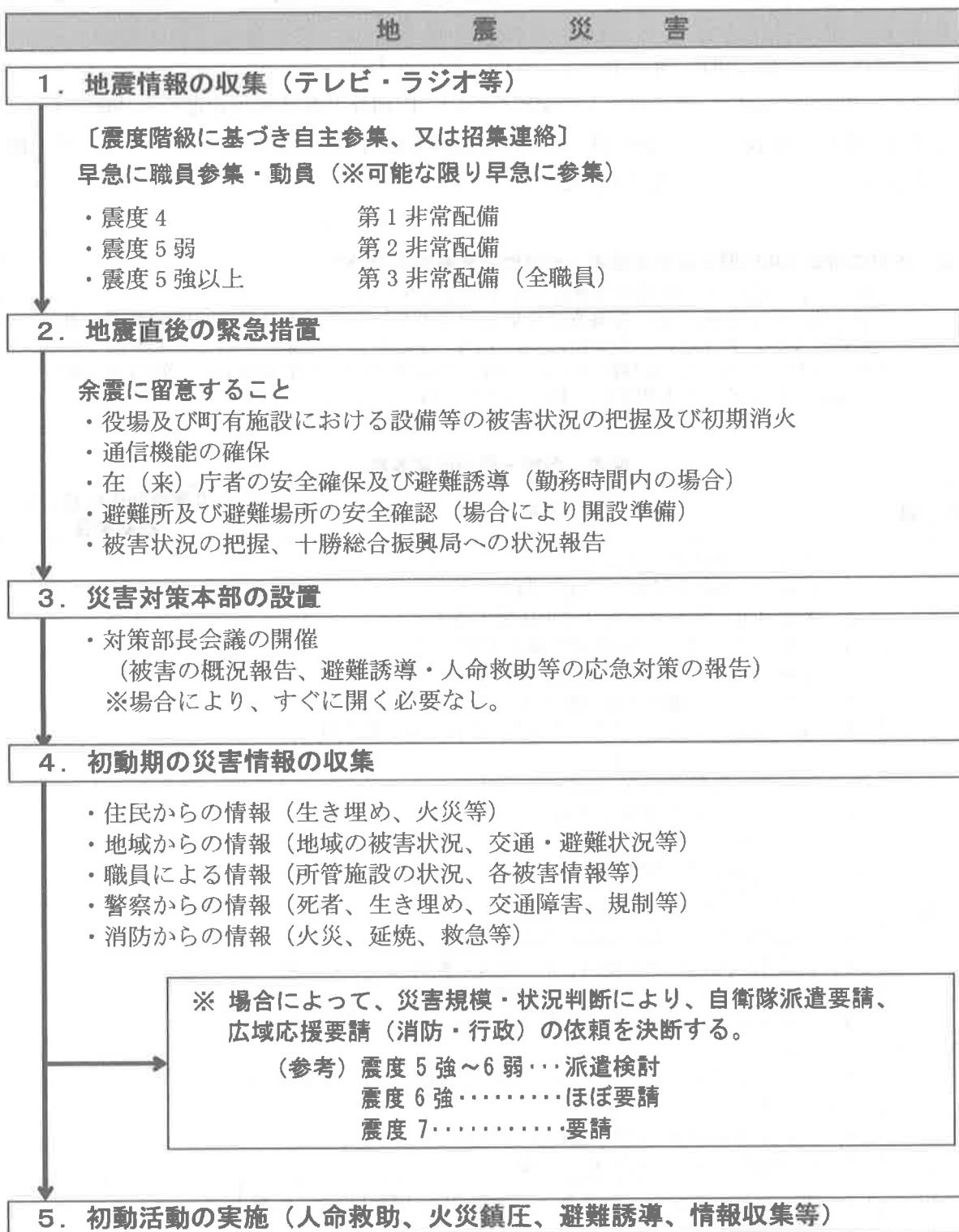
5. 初動期の災害情報の収集

- ・住民からの情報（水害、火災等災害の状況）
- ・地域からの情報（地域の被害状況、交通・避難状況等）
- ・職員による情報（所管施設の状況、各被害情報等）
- ・警察からの情報（死者、救助、交通障害、規制等）
- ・消防からの情報（火災、延焼、救急等）

※ 場合によって、災害規模拡大・大災害予測に伴う状況判断により、
自衛隊派遣要請、広域応援要請（消防・行政）の依頼を決断する。

6. 初動活動の実施（人命救助、応急対応、避難誘導、情報収集等）

◎ 地震災害の初動対応の流れ



災害対策本部の事務分掌（業務分担）

清水町における災害時の所掌事務は、次のとおりとする。

なお、初動期に職員の効率的な人員配置を行い、円滑な初動活動等を進める体制として、当該部（班）の指示のもと、他の部（班）の応援・支援等の業務につくこととする「その他特命事項に関するここと」を設けている。

※ 各班の所掌事項に関する留意事項（その他特命事項について）

他の部（班）の応援・支援等の業務につくことを意味する。

災害発生時には、初動体制の構築及び参集状況により、避難対策や災害時要援護者対策に関わる業務、また、救助などの各業務については、当該班のみで対応することは困難であることも想定されるため、※の記載の部（班）は、当該部（班）の指示のもと、他の部（班）の応援・支援にあたることも想定しておくこととする。

図表 各部・班の所掌事務

部	班	所掌事項	災害救助法に基づく救助業務
総務部	庶務班	1 本部の庶務に関すること 2 防災会議及び対策部長会議に関すること 3 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 4 気象の予報、情報の受理及び通知に関すること 5 避難の勧告又は指示の発令に関すること 6 各部（班）の連絡調整に関すること 7 関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること 8 救助法の適用に関すること 9 自衛隊の派遣要請の出動要請に関すること 10 国、道に対する要請及び報告に関すること 11 他市町村との相互応援に関すること 12 公務災害補償に関すること 13 その他各部に属さないこと	
	管財班	1 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 2 職員等の災害出動用被服等の調達及び配付に関すること 3 本部職員の食料等の調達供給に関すること 4 災害対策本部に必要な資器材の配備及び施設の整備に関すること 5 車の借上げ及び災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関すること 6 災害応急資器材、物資の調達に関すること 7 その他特命事項に関すること※	
	情報班	1 住民に対する警報、避難命令、避難場所の周知、災害情報の広報に関すること 2 各地区との連絡情報に関すること 3 安否情報に関すること 4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること 5 災害の記録に関すること 6 通信連絡機能の確保に関すること 7 関係団体、住民組織等の出動要請に関すること 8 住民組織等との連絡調整に関すること	

部	班	所　掌　事　項	災害救助法に基づく 救助業務
総務対策部	財務班	1 災害対策に必要な財政措置に関すること 2 その他特命事項に関すること※	
民生対策部	民生班	1 被災者・入所児童・園児の避難所等への誘導に関すること 2 入所児童・園児・保護者との連絡調整に関すること 3 保育所・幼稚園の被害調査及び復旧対策に関すること 4 避難所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関すること 5 避難所等の開設、管理運営の総括に関すること 6 災害に係る相談、苦情等に関すること 7 災害時の防犯、交通安全に関すること 8 被災者の生活保護に関すること 9 義援金品の受け付け及び配分に関すること 10 被災者の国民年金保険料の免除に関すること 11 民生対策部内の連絡調整に関すること	・避難所の設置に関すること
	援護班	1 救助法に基づく救助の実施に関すること 2 避難行動要支援者等の避難誘導に関すること 3 福祉施設利用者の避難誘導に関すること 4 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関すること 5 被災者に対する炊き出し及び食料品等の給与に関すること 6 救護施設の設置計画及び実施に関すること 7 救援物資の調達若しくは受付、配付及び生活必需品の給与、貸与に関すること 10 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関すること 11 日赤救助機関との連絡調整に関すること	・被服、寝具、その他生活必需品の給与及び貸付に関すること ・炊き出し、その他による食品の供与に関すること
	衛生班	1 避難所における仮設トイレの設置に関すること 2 被災地の防疫の実施に関すること 3 行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬に関すること 4 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関すること 5 死亡者の収容及び安置に関すること 6 その他特命事項に関すること※	・遺体の処理及び埋葬に関すること
	医療班	1 災害時の医療助産に関すること 2 傷病者の収容、手当その他医療全般 3 救助班、移動医療班の設置に関すること 4 医療施設の災害対策に関すること 5 医療施設の被害調査に関すること 6 通院患者の避難誘導に関すること	・医療及び助産に関すること
産業対策部	農務班	1 農畜産関係の被害調査及び報告に関すること 2 農作物及び家畜の防疫に関すること 3 農畜産関係の応急復旧に関すること 4 死亡獣畜処理に関すること 5 主要食料の調達に関すること 6 労務相談、供給に関すること 7 関係機関との連絡調整に関すること 8 被災相談（産業関係）に関すること 9 その他特命事項に関すること※	

部	班	所掌事項	災害救助法に基づく救助業務
産業対策部	林務班	1 林業関係の被害調査及び報告に関すること 2 林業関係の被害対策及び復旧に関すること 3 林業関係の応急復旧に関すること 4 山火事消防に関すること 5 労務相談、供給に関すること 6 関係機関との連絡調整に関すること 7 被災相談（産業関係）に関すること 8 その他特命事項に関すること※	
	商工観光班	1 商工観光関係の被害調査及び報告に関すること 2 商工観光関係の被害対策及び復旧に関すること 3 商工観光関係の応急復旧に関すること 4 労務相談、供給に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 被災相談（産業関係）に関すること 7 その他特命事項に関すること※	
土木対策部	土木班	1 公共土木施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 災害地の復旧に関すること 3 災害時の輸送に関すること 4 災害時における障害物の除去に関すること 5 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関すること 6 関係機関との連絡調整に関すること 7 土木対策部内の連絡調整に関すること	・障害物の除去に関すること ・人夫の雇上げに関すること ・輸送に関すること
	建築班	1 建築物の災害対策及び被害調査に関すること 2 応急仮設住宅の設置に関すること 3 災害時における住宅の応急修理に関すること 4 被害住宅復興資金に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること	・応急仮設住宅の供与に関すること ・被害住宅の応急修理に関すること ・被災世帯の調査に関すること
	上下水道班	1 災害時の飲料用水の確保及び給水に関すること 2 水道施設の被害調査及び応急措置に関すること 3 被災水道施設の復旧に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること	・飲料水の供給に関すること
文教対策部	学校教育班	1 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 学用品等の配給に関すること 3 災害時の学校給食に関すること 4 児童・生徒の応急教育に関すること 5 児童・生徒の避難実施に関すること 6 児童・生徒・保護者との連絡調整に関すること 7 施設の応急利用に関すること 8 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること 9 教職員の動員に関すること 10 その他特命事項に関すること※	・学用品の給与に関すること
	社会教育班	1 社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 各種団体との連絡調整に関すること 3 文化財の保護及び応急対策に関すること 4 施設の応急利用に関すること 5 その他特命事項に関すること※	

部	班	所 堂 事 項	災害救助法に基づく 救助業務
税務対策部	税務班	1 被災者名簿の作成に関すること 2 災証明に関すること 3 被災者の町税の減免等の措置に関すること 4 被災者の国保税の減免に関すること 5 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関すること 6 その他特命事項に関すること※	
出納対策部	会計班	1 義援金品の受付保管に関すること 2 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関すること 3 その他特命事項に関すること※	
支所対策部	支所班	1 災害情報の収集及び報告に関すること 2 本部各班関連対策業務の連絡に関すること 3 その他特命事項に関すること※	

各部・班の初動時の業務内容

【1】総務対策部

庶務班	【初動期の主な活動】
総務課 議会事務局	<p>○風水害発災前の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①気象情報の把握 ②職員の待機・応急体制の事前周知 <p>○風水害発災後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設置基準に基づき、災害対策本部を設置すること ②設置場所の安全確認、必要な本部資機材の確保を行うこと ③直ちに、職員、防災会議委員、関係機関等に通知すること ④災害対策本部会議を開催し、その結果に基づき、各部班へ応急対策に関する指示を出すこと ⑤各部からの被害状況報告をとりまとめ、道（十勝総合振興局）及び関係機関へ適宜報告するほか、自衛隊の派遣要請等の判断を行うこと

初動活動概要（※詳細P.13～14参照）		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[災害対策本部の設置～対策部長会議の開催]		
<p>1. 災害情報の分析・報告 (災害対策本部設置検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町内の被害状況を把握するため、把握した災害情報をとりまとめ町長へ報告 ②被災情報に基づき、非常配備体制（P.5）及び災害対策本部設置（P.11）を決定 ③職員の参集範囲を決定し、各部長へ参集の連絡 ④避難勧告・指示の検討 <p>2. 登庁職員数の確認</p> <p>職員の安否、参集状況を確認し、人員を調整・配置</p> <p>3. 本部設置の準備・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本部室を確保し、必要備品を揃える（P.13） ②災害対策本部設置の通知 ③避難所開設の通知・報告 ④各部からの被害状況報告をとりまとめ、道（十勝総合振興局）、関係機関への報告等を行う 	<p>1. 災害情報の分析・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害地域、内容、規模を把握し、各関係機関の初動状況を把握 ②自衛隊派遣要請の必要性を検討 <p>2. 災害対策本部会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害状況等から、災害対策本部会議の議事（必要な応急対策項目）を検討 <p>3. 災害情報の分析・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ①詳細な被害状況を把握し、広域応援要請の要否の判断、災害救助法の適用の申請を検討 	<p>1. 災害対策本部会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物資等、応援要請等の判断 ②被害情報の報告 等
[関係機関との連絡調整]		
<p>1. 関係機関との連絡調整</p> <p>町内の災害情報を関係機関へ連絡し、災害情報を共有</p>	<p>1. 関係機関との連絡調整</p> <p>引き続き、関係機関へ連絡と連絡調整し、災害情報を共有</p> <p>2. 自衛隊、関係機関の職員の受け入れ準備</p>	<p>1. 関係機関との連絡調整</p> <p>引き続き、関係機関へ連絡と連絡調整し、災害情報を共有</p> <p>2. 自衛隊、関係機関の職員の受け入れ対応</p>

管財班	
総務課	【初動期の主な活動】
<p>○風水害発災前の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①庁舎及び公共施設建物・設備などの点検 ②気象情報の把握 ③職員の待機・応急体制の事前周知 <p>○風水害発災後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①庁舎の被害状況を把握すること ②緊急輸送車両の確保、緊急輸送車両確認証明書、標章の手配を迅速に行うこと ③職員（家族）の安否確認と職員の配備、勤員を図ること ④状況に応じて職員の人員調整を行い、他部班の応援に対応すること ⑤食料、生活必要物資の調達は、過不足がないよう努めること ⑥食料の調達にあたっては、要配慮者に配慮すること ⑦資機材の調達は、避難所と連携し、迅速に行うこと ⑧食料、物資を迅速に輸送すること 	

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[庁舎・公共施設の被害確認～応急措置]		
1. 庁舎の建物・設備などの被害調査	1. 他の公共施設の建物・設備などの被害調査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁内ライフライン、その他設備被害のとりまとめ 2. 本部へ被害状況の報告 3. ライフライン応急措置の実施
[職員対応]		
1. 職員（家族）の安否確認 2. 登庁職員数を本部へ報告 3. 他部班から応援要請を把握	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の給食の手配 2. 職員の給食実施 職員への給食広報、避難所担当職員への配食 3. 各部班との調整及び指示 本部会議等での調整事項を各部班へ指示 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の健康管理 2. 職員の給食実施 3. 各部班との調整及び指示 本部会議等での調整事項を各部班へ指示
[物品等の備蓄・調達]		
1. 備蓄食料の把握 2. 生活必需品等物資の備蓄状況の確認及び調達準備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料等の必要数量の把握 新たな食料調達の必要性の有無とその数量を把握 2. 生活必需品等物資の必要数量の把握 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料等の調達 関係機関、各卸売及び小売販売業者を通じ、貯蔵米穀、パン等を調達 2. 協定業者等からの生活必需品等物資の調達 3. 物資等の輸送手配

[輸送関連]		
1. 輸送車両の確保 ①公用車両の待機・使用、公用車以外の車両等の確保 ②緊急通行車両確認証明書、標章の車両への備え付け	1. 食料の輸送 2. 物資の輸送 3. 輸送の実施と記録	1. 食料の輸送 2. 物資の輸送 3. 輸送の実施と記録

情報班	【 初動期の主な活動 】
総務課 企画課	○風水害発災前の対応 ①気象情報等の把握 ○風水害発災後の対応 ①避難情報の広報は、避難所開設を担う民生部 民生班と連携し、優先的に避難を実施する地区、対象等を決めて呼びかけていくこと ②災害対策活動の広報を迅速に行うこと ③報道機関との連絡と相互協力に関することを迅速に行うこと ④災害写真等の収集、災害記録を迅速に行うこと

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[通信体制の確保～広報の実施]		
1. 通信、情報機器の被害状況の把握 電源、電話等、外部との通信手段の被害や代替設備の作動状況を確認 2. 非常通信機器・手段の確保 3. 住民への災害情報の広報 広報手段 (P. 19) 広報文例 (P. 19~20) 4. 住民への災害対策本部設置の広報	1. 広報車等による災害情報の住民への広報 ①避難情報（避難場所等） ②救助対策 ③応急対策活動 ④ライフライン情報 ⑤その他 2. 交通規制情報の広報 3. 避難所への災害情報の広報	1. 災害情報、生活情報等の住民への広報 ①応急対策活動 ②ライフライン情報 ③応急給水に関する情報 ④その他 2. 臨時広報紙等の発行準備
[住民・災害ボランティアとの連絡調整等]		
1. 住民組織の状況把握（風水害時） 2. 避難誘導の協力要請	1. 住民組織との連絡調整（地域状況の把握） 2. 救援、救護活動への準備 ①住民組織、災害ボランティアとの打合せ ②調達物資の受領、配布 ③炊き出し用資機材の点検 ④食料の調達・非常食の提供	1. 住民組織との連絡調整及び住民の救出、炊き出し指示 ①住民組織、ボランティア等の協力を得て実施 ②必要な食料、資材については、災害対策本部(管財班)に調達要請を行う 2. 応急給水の実施

財政班	【初動期の主な活動】 ○風水害発災前の対応 ①気象情報等の把握 ○風水害発災後の対応 ①災害対策本部の一般経理を迅速に行うこと ②部内での応援を行うほか、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること	
総務課		

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
【経理関連等】		
1. 指定金融機関等の被害調査 出納室金庫及び有価証券等 預かり金品の確認	1. 指定金融機関等の被害調査 被害状況、営業の可否の確認	1. 災害時の一般経理の実施

【2】民生対策部

民生班	【初動期の主な活動】 ○風水害発災前の対応 ①事前自主避難のための避難所の開設 ②事前自主避難者への物資の供給 ③住民に関するリストの準備（住民基本台帳等の活用） ○風水害発災後の対応 ①入所児童・園児の安全を第一に考え、避難を迅速に行うこと ②入所児童・園児の安否確認を迅速に行うこと ③入所児童・園児の帰宅等の措置を円滑に行うこと ④施設の災害調査を迅速に行い、被害箇所、危険箇所の応急修理を実施すること ⑤避難所の鍵所有者との連絡を確実にし、鍵の受け渡しを円滑に行うこと ⑥必要に応じて避難者のなかからリーダーを選出し円滑な避難所の運営に努めること ⑦避難生活が長期化した場合、避難者のニーズを把握し、必要な物資を災害対策本部（管財班）に伝えること ⑧被災者の安否問い合わせに正確に行うこと	
保健福祉課 町民生活課 子育て支援課		

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
【避難誘導・避難所開設】		
1. 避難所施設の被害状況確認 ①建物被害状況を確認 ②応急復旧が必要な箇所を調査	1. 避難者の収容状況の確認と報告 ①避難者全員の避難者名簿を作成、管理	1. 避難者の収容状況の確認と報告 ①避難者全員の避難者名簿を作成、管理

<p>③電気、水道、ガス、電話等、設備の被害状況を確認</p> <p>2. 避難所の開設、報告</p> <p>①施設の安全確認後、直ちに避難所を開設</p> <p>②災害対策本部へ避難所開設を報告</p> <p>3. 避難誘導の実施</p> <p>避難誘導要領(P. 23)に基づき実施</p> <p>①町職員、消防職員、消防団員及び警察官が協力して実施</p> <p>②誘導員は消防職員並びに町職員、消防団員とし、避難経路等の安全確保に努めること</p> <p>③車両による移送を要する場合は、公用車を手配</p>	<p>②収容状況を災害対策本部へ報告</p> <p>2. 避難者への情報伝達</p> <p>災害対策本部からの救援、救護等に関わる情報を、掲示板等を通じて避難者へ伝達</p>	<p>②収容状況を災害対策本部へ報告</p> <p>2. 避難所運営体制の検討</p> <p>3. 避難所での物資配分・給水等への協力</p> <p>災害対策本部からの救援、救護等に関わる情報を、掲示板等を通じて避難者へ伝達</p> <p>4. 避難所の清掃、ゴミ収集等の実施</p>
--	--	---

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[安否確認]		
1. 個人情報のデータ管理状況確認	<p>1. 被災者の問い合わせ窓口の設置準備</p> <p>住民に関するリスト、置机、椅子、電話等の準備</p> <p>2. 安否問い合わせ窓口の設置</p> <p>窓口を庁舎入口に設置</p>	<p>1. 安否問い合わせ窓口対応</p> <p>引き続き安否問い合わせ窓口対応を実施</p>
[保育関連]		
<p>1. 避難措置の実施</p> <p>2. 在所(園)の保育園児の安否確認・保護者との連絡調整</p> <p>3. 保育施設の被害調査</p> <p>①所(園)長と協力し、施設の被害状況及び保育園児の状況を確認</p> <p>②電気、水道、ガス、電話、その他、設備の被害状況を調査</p>	<p>1. 休所(園)措置等の検討</p> <p>施設の被害状況により、所(園)長と休所(園)措置を協議</p> <p>2. 施設及び設備の被害調査</p> <p>3. 通所(園)路等の安全確認</p> <p>①所(園)長を通じ、職員に対し、通所(園)路の安全確認を指示</p> <p>②通所(園)路の破損状況を本部へ連絡し、安全な通所(園)路を協議</p> <p>4. 当面の運営方針の検討</p> <p>休所(園)措置、応急対策活動拠点としての利用等、当面の施設運営方針を検討</p> <p>5. 避難所運営への協力</p>	<p>1. 施設被害状況のとりまとめ</p> <p>2. 応急保育の実施準備</p> <p>①所(園)長と協議し、応急保育への対策方針を検討</p> <p>②被害箇所、危険箇所の応急修理を実施</p> <p>③必要備品等を所(園)長の報告により把握、調達の準備</p>

[交通安全・防犯活動]		
1. 警察署及び駐在所との連絡調整 ①交通安全・防犯活動	1. 交通規制の実施 警察と協力して交通規制を実施 2. 交通安全、防犯活動の実施 警察と協力して実施	1. 交通規制の実施 2. 交通安全、防犯活動の実施 引き続き、警察と協力して実施

救護班	【 初動期の主な活動 】
保健福祉課	○風水害発災前の対応 ①住民に関するリストの準備（住民基本台帳等の活用） ②避難所を開設する地区状況の把握 ○風水害発災後の対応 ①物資の供給は、住民組織等の協力を得て行うこと ②物資の配給においては、要援護者に十分を配慮すること ③避難者への炊き出しを行うこと ④避難行動要支援者に関する安否確認を行うこと ⑤避難勧告に基づく避難誘導が実施される場合、住民組織、近隣住民等の協力により実施すること ⑥個人情報のデータ管理を確実に行うこと ⑦通所・入所施設者の避難、保護を円滑に行うこと ⑧各施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施すること

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
【 福祉施設の被害調査 】		
1. 福祉施設の被害調査 ①福祉施設の被害状況及び利用者の状況等を確認 ②電気、水道、ガス、電話、その他、設備の被害状況を調査する	1. 施設の各種設備の被害調査 電気、水道、ガス、電話、その他、設備の被害状況を調査 2. 休業措置等の検討 施設の被害状況により、施設長と休業措置を協議	1. 福祉施設の被害状況のとりまとめ 2. 応急修理実施の準備 施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施 3. 福祉施設における当面の運営方針の検討 被害状況等により、休業措置等、当面の運営方針を検討
【 災害時要援護者対策 】		
1. 福祉施設への避難準備情報の通知・避難の実施 2. 避難行動要支援者の安否確認 地域と協力し、避難行動要支援者の安否確認 3. 個人情報のデータ管理状況確認	1. 避難行動要支援者の被災調査 2. 避難行動要支援者の救護 避難誘導が実施される場合、近隣住民及び住民組織の協力により、避難誘導要領（P. 23）に基づき実施	1. 避難行動要支援者被災調査の整理 2. 個人情報のデータ維持管理

[炊き出し・食料等の供給]

1. 給食調理（炊き出し）施設の被害調査及び応急復旧	1. 食料供給の体制の確立 ①地域の被災状況をもとに、必要な供給量を把握 ②関係機関機等と連絡調整のうえ、必要な食料の調達体制を確立	1. 食料等の調達、受領、配分 ①関係機関等より炊き出し用の食料等を調達 ②炊き出し用の食料を受領し、避難所へ配分 2. 炊き出し等の実施
2. 食料供給の準備 関係機関機等と連絡し、食料供給の準備		

【 初動期の主な活動 】	
衛生班 町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ○風水害発災前の対応 ①気象情報等の把握 ○風水害発災後の対応 ①し尿処理施設等の被害調査を行うこと ②し尿処理施設等の応急対策に応じた仮設トイレ等の設置を迅速に行うこと ③部内での応援を行うほか、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[環境衛生関連]		
1. ごみ処理、し尿処理施設等の被害調査	1. ごみ処理、し尿処理施設の処理能力の確認 2. 処理体制への準備 ①処理業者との連絡調整 ②必要資機材の調達	1. ごみの収集・し尿処理体制の確立 2. 仮設トイレ等必要資機材の調達、設置の指示 3. 避難所のごみの収集

医療班 保健福祉課		【 初動期の主な活動 】
		<ul style="list-style-type: none"> ○風水害発災前の対応 ①町内医療機関との連絡調整を事前にを行うこと ○風水害発災後の対応 ①医療機関（町内及び広域圏）の被害状況を迅速に把握すること ②医師会等の救護班を受け入れ、円滑な医療活動を支援すること

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[保健医療関連]		
1. 医師等の安否確認 2. 医療施設等の被害調査 医療機関の建物、電気、水道、ガス、電話、館内設備の被害状況を調査	1. 応急救護の需要把握と医療救護班の派遣要請 ①避難所における負傷者数の把握 ②道へ要請等 2. 医療、福祉施設への優先給水の要請	1. 医薬品の提供、必要機材等の調達 2. 救護班の受入れ、活動支援 3. 広域医療活動体制への対応 4. 避難所の巡回診療を開始

【3】産業対策部

農務班	【初動期の主な活動】
農林課	○風水害発災前の対応 ①気象情報を把握し、農家、畜産事業者への注意を呼びかけること ○風水害発災後の対応 ①農林畜産物の被害調査を迅速に行うこと ②農地・農畜産施設の被害調査を迅速に行うこと ③部内での応援を行うほか、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[農地・農畜産施設関連]		
1. 河川水位、雨量情報の収集 関係機関等と連絡をとり、雨量・水位の状況を把握 2. 非常監視及び警戒 消防機関と連携し、水防区域内の巡回・監視を厳重に行う 3. 農地・農業施設の被害調査 施設管理者、関係団体を通じた施設の被害を調査	1. 河川水位、雨量情報の収集 引き続き状況を把握 2. 農地・農業施設の被害調査 被害調査のとりまとめ	1. 河川水位、雨量情報の収集 引き続き状況を把握 2. 農地・農業施設の被害調査 施設被害状況等により、応急措置、当面の運用方針を検討

林務班	【初動期の主な活動】
農林課	○風水害発災前の対応 ①気象情報を把握し、林業従事者等への注意を呼びかけること ○風水害発災後の対応 ①山林の被害調査を迅速に行うこと ②林業施設の被害調査を迅速に行うこと ③部内での応援を行うほか、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[林業施設関連]		
<p>1. 土砂災害警戒情報の収集 関係機関等と連絡をとり、土砂災害警戒情報を把握</p> <p>2. 非常監視及び警戒 消防機関と連携し、警戒区域内の巡回・監視を厳重に行う</p> <p>3. 林業施設の被害調査 施設管理者、関係団体を通じた施設の被害を調査</p>	<p>1. 土砂災害警戒情報の収集 引き続き状況を把握</p> <p>2. 所轄施設の被害調査 被害調査のとりまとめ</p>	<p>1. 土砂災害警戒情報の収集 引き続き状況を把握</p> <p>2. 所轄施設の被害調査 施設被害状況等により、応急措置、当面の運用方針を検討</p>

商工観光班		初動活動概要
商工観光課		【初動期の主な活動】
<p>○風水害発災前の対応</p> <p>①商工観光施設の点検を迅速に行うこと</p> <p>○風水害発災後の対応</p> <p>①商工観光施設の被害調査を迅速に行うこと</p> <p>②部内での応援を行うほか、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること</p>		

初動活動概要		
【商工観光施設関連】		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
<p>1. 避難措置の実施 利用者の避難措置を最優先に実施</p> <p>2. 商工観光施設の被害調査 施設管理者、関係団体を通じた施設の被害を調査</p>	<p>1. 商工観光施設の被害調査 被害調査のとりまとめ</p>	<p>1. 商工観光施設の被害調査 施設被害状況等により、応急措置、当面の運用方針を検討</p>

【4】土木対策部

土木班		初動活動概要
建設課		【初動期の主な活動】
<p>○風水害発災前の対応</p> <p>①気象情報の把握に努め、監視、警戒を行うこと</p> <p>②危険箇所の予防措置（土のう等）を行うこと</p> <p>③事前に緊急車両の手配・確保を行うこと</p> <p>○風水害発災後の対応</p> <p>①道路、公共土木施設の被害調査を迅速に行うこと</p> <p>②道路の復旧、障害物の除去は、優先順位を考慮し実施すること</p> <p>③建設協会等の協力を得て応急活動を迅速に行うこと</p> <p>④避難所と連携し、食料、物資を迅速に輸送すること</p>		

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[土木関連]		
<p>1. 河川水位、雨量情報の収集 関係機関等と連絡をとり、雨量・水位の状況を把握</p> <p>2. 非常監視及び警戒 消防機関と連携し、水防区域内の巡回・監視警戒を厳重に行う</p> <p>3. 道路等の緊急点検 緊急輸送路線を中心とした道路パトロールにより被災状況を把握</p> <p>4. 緊急措置実施箇所の決定 緊急輸送路確保のため、緊急復旧作業が必要な箇所を決定し、復旧のための作業量や対応方法等を検討</p>	<p>1. 河川水位、雨量情報の収集 引き続き状況を把握</p> <p>2. 非常監視及び警戒 引き続き状況を把握するとともに、被害の拡大防止のため、必要な水防活動を実施</p> <p>3. 道路等の緊急点検 ①引き続き各路線を点検調査する ②住民等からの被災通報箇所について逐次現地確認を行う ③路上の軽微な障害物等の除去を行う</p> <p>4. 危険箇所への応急措置 電柱等の被害や、路面の損傷等により通行に危険がある箇所について、直ちに応急措置を実施</p> <p>5. 二次災害想定箇所の把握 二次災害の発生が予想される箇所について現地確認</p> <p>6. 交通規制の実施 警察と協力して規制を実施</p>	<p>1. 河川水位、雨量情報の収集 引き続き状況を把握</p> <p>2. 非常監視及び警戒 引き続き状況を把握するとともに、被害の拡大防止のため、必要な水防活動を実施</p> <p>3. 道路等の応急復旧 ①危険な橋りょうは、通行止め等の措置を講じ、迂回路の案内を標示する ②道路の交通確保について、建設業者等に指示し、順次復旧措置を行う ③路面の亀裂、陥没等についても、建設業者等に指示し、埋め戻し等を行う</p> <p>4. 二次災害防止のための応急措置の実施</p> <p>5. 交通規制の実施 警察と協力し、引き続き規制を実施</p>
[輸送関連]		
<p>1. 緊急輸送車両の確保 ①緊急通行車両確認証明書、標章の車両への備え付け</p> <p>2. 輸送の実施と記録 輸送を実施した場合は、輸送状況を記録</p>	<p>1. 食料の輸送 総務対策部 管財班及び避難所等と連携し、食料を輸送</p> <p>2. 物資の輸送 総務対策部 管財班及び避難所等と連携し、物資を輸送</p>	<p>1. 食料の輸送 引き続き総務対策部 管財班及び避難所等と連携し、食料を輸送</p> <p>2. 物資の輸送 引き続き総務対策部 管財班及び避難所等と連携し、物資を輸送</p>

建築班	【 初動期の主な活動 】 <ul style="list-style-type: none"> ○風水害発災前の対応 <ul style="list-style-type: none"> ①気象情報等の把握 ○風水害発災後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅被害調査を迅速に行うこと ②救助法適用の場合、応急仮設住宅建設の準備を行うこと ③建築物の応急危険度判定を道と連携し迅速に行うこと
建設課	

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	間隔及び1~2日
[住宅・被害調査]		
1. 住民組織と連携した住宅の被害を把握 府舎の電気、ガス、水道の被害状況の調査	1. 住宅の被害調査 現地における住宅の被害を調査(※現地が安全と確認された場合のみ)	1. 被災宅地危険度判定の準備 (※大規模災害時のみ)

上下水道班 水道課	【初動期の主な活動】	
	○風水害発災前の対応 ①気象情報等の把握	○風水害発災後の対応 ①上下水道施設の被害調査を迅速に行うこと ②飲料水の確保及び応急給水活動を迅速に行うこと ③応急給水活動の広報活動を迅速に行うこと ④応急復旧への準備を行うこと

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[給水・上下水道関連]		
1. 上下水道施設の被害調査 稼動状況及び被害の状況を確認	1. 管路の被害調査等 ①送・配・導水管路等の被害状況の把握 ②断水地域、断水戸数の把握 2. 上下水道施設の被害状況のとりまとめ 上下水道施設の被災状況、復旧見込み等のとりまとめ(災害対策本部へ報告)	1. 応急給水の実施 ①避難所等必要な地域から、給水車等による応急給水を実施する ②応急給水の広報 実施場所、給水車等の時間などを広報 2. 応急復旧への準備 ①応急復旧に必要な資機材や人員体制を確保 ②不足する資機材及び人員は関係機関、民間業者等との協力体制を整える

【復旧の主な順序】	
1. 基本的復旧(電気、ガス、水道の復旧)	2. 避難者への生活必需品の供給

【5】文教対策部

学校教育班	【 初動期の主な活動 】
学校教育課 給食センター	<p>○風水害発災前の対応</p> <p>①気象情報等の把握</p> <p>○風水害発災後の対応</p> <p>①児童・生徒の安全を第一に考え、避難を迅速に行うこと</p> <p>②児童・生徒の安否確認を迅速に行うこと</p> <p>③応急教育への準備を行うこと</p> <p>④施設の災害調査を迅速に行い、被害箇所、危険箇所の応急修理を実施すること</p> <p>⑤民生対策部と連携し、避難者の受入準備を行うこと</p> <p>⑥部内での応援を行うほか、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること</p>

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[学校教育関連]		
1. 避難措置の実施 2. 在校の児童生徒・の安否確認・保護者との連絡調整 3. 学校教育施設の被害調査 ①学校長と協力し、施設被害状況及び児童生徒の状況を確認 ②電気、水道、ガス、電話、その他、設備の被害状況を調査	1. 休校措置等の検討 2. 学校教育施設及び設備の被害調査 3. 通学路等の安全確認 ①学校長及び園長を通じ、教職員に対し、通学路の安全確認を指示 ②通学路の破損状況を本部へ連絡し、安全な通学路を協議 4. 当面の運営方針の検討 休校措置、応急対策活動拠点としての利用等、当面の施設運営方針を検討 5. 避難所運営への協力	1. 学校教育施設の被害状況のとりまとめ 2. 応急教育の実施準備 ①学校長と協議し、応急教育方針を検討 ②被害箇所、危険箇所の応急修理の実施 ③学用品等の支給対象児童等の把握、調達の準備

社会教育班	【 初動期の主な活動 】
社会教育課	<p>○風水害発災前の対応</p> <p>①気象情報等の把握</p> <p>○風水害発災後の対応</p> <p>①社会教育施設の利用者の避難を迅速に行うこと</p> <p>②社会教育施設の被害調査を迅速に行うこと</p> <p>③民生対策部と連携し、避難者の受入準備を行うこと</p> <p>④部内での応援を行うほか、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること</p>

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[社会教育関連]		
1. 利用者の避難を実施 2. 社会教育施設・体育施設の被害調査 ①施設の長等と協力し、施設の被害を確認、災害対策本部に報告 ②電気、水道、ガス、電話、その他設備の被害状況を調査	1. 社会教育施設・体育施設の各種設備の被害調査 2. 当面の運営方針の検討 施設の被害状況等により、休館措置、応急対策活動拠点としての利用等について検討 3. 避難所運営への協力	1. 社会教育施設・体育施設の被害状況のとりまとめ 2. 文化財の被害調査

【6】税務対策部

税務班	【初動期の主な活動】
税務課	○風水害発災前の対応 ①住民に関するリストの準備（住民基本台帳等の活用） ②避難所を開設する地区状況の把握 ○風水害発災後の対応 ①被災情報の整理・集計を正確に行うこと ②個人情報のデータ管理を確実に行うこと ③災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること

初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[安否確認・被害調査]		
1. 個人情報のデータ管理状況確認	1. 被災情報の整理・集計 避難所での収容台帳整備（民生班）及び被害調査（建築班）と連携し、被災者及び被災情報を探査	1. 被災者名簿の作成 2. 被害調査のとりまとめ

【7】出納対策部

会計班	【初動期の主な活動】	
出納課	○風水害発災前の対応 ①気象情報等の把握 ○風水害発災後の対応 ①総務対策部 財政班と協力し、災害対策の出納を行うこと ②災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること	
初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[出納関連]		
1. 緊急支払いの準備 必要な書類等を点検・確認し、緊急支払いに備える	1. 本部の出納に関する準備 出納に関する書類、現金等の準備	1. 応急救助費の支出しの実施

【8】支所対策部

支所班	【初動期の主な活動】	
御影支所	○風水害発災前の対応 ①気象情報の把握 ②職員の待機・応急体制の事前周知 ○風水害発災後の対応 ①支所の安全確認、必要な本部資機材の確保を直ちに行うこと ②支所管内の災害情報をとりまとめ、災害対策本部へ報告を行うこと ③部内での応援を行うほか、被害が支所管内以外の場合等、災害対策本部より、他部班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること	
初動活動概要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1~2日
[災害対策本部との連携]		
1. 支所管内の災害情報の収集・とりまとめ 支所管内の災害情報をとりまとめ、災害対策本部へ報告を行うこと		
2. 災害対策本部との連携 災害対策本部と連携を図りながら、町の実施する災害対策について、御影支所管内への情報提供を行うほか、必要な支援等について災害対策本部へ要請を行うこと		

【 参考資料 】

■ 関係機関連絡先

1 清水町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水町役場	清水町南4条2丁目2番地	0156-62-2111
西十勝消防組合消防本部	清水町南1条4丁目10番地	0156-62-4367
清水消防署	清水町南1条4丁目10番地	0156-62-2519
御影分遣所	清水町御影東1条3丁目20番地	0156-63-2212
清水町保健福祉センター	清水町南3条2丁目1番地1	0156-69-2222
清水町中央公民館（文化会館）	清水町南3条3丁目1番地	0156-62-5115
清水町御影公民館（御影支所）	清水町御影東1条5丁目1番地1	0156-63-2111
清水町老人福祉センター	清水町南2条7丁目1番地	0156-62-2582
清水町学校給食センター	清水町字清水基線67番地77	0156-62-2616
清水町図書館（郷土史料館）	清水町南4条1丁目2番地	0156-62-3030
清水町農業研修会館	清水町字清水第4線59番地	0156-62-2521
農村環境改善センター	清水町御影東2条4丁目	0156-63-3319
清水町体育館	清水町字清水第4線59番地	0156-62-2913
清水町民水泳プール	清水町字清水478番地	0156-62-4899
清水町柔道場	清水町字清水第4線59番地	0156-62-2913
剣の郷創造館	清水町字旭山31番地	0156-63-2568
きたくま文化蔵	清水町字熊牛125番地の2	0156-62-6888
清水町世代間交流センター	清水町御影東1条4丁目2番地	0156-63-2115
少年自然の家	清水町字羽蒂南10線94番地	0156-63-2139
清水町アイスアリーナ	清水町字御影南2線69番地	0156-63-3939
清水町清掃センター	清水町字羽蒂83番地の8	0156-63-3351
清水町営育成牧場	清水町字羽蒂、字清水	0156-62-4761

2 事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十勝環境複合事務組合	帯広市西24条北4丁目1番地	0155-37-3550

3 保育所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水幼稚園	清水町字清水478番地の2	0156-62-5087
第一保育所	清水町北2条1丁目12番地	0156-62-2581
第二保育所	清水町南3条8丁目11番地	0156-62-3321

名 称	所 在 地	電 話 番 号
御影保育所	清水町御影東 2 条 4 丁目 1 番地	0156-63-2026
熊牛保育所	清水町字熊牛 71 番地	0156-62-5765

4 学校（小中学校・高等学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水小学校	清水町字清水第 2 線 71 番地	0156-62-2082
御影小学校	清水町御影東 2 条 3 丁目 1 番地	0156-63-2560
清水中学校	清水町本通 11 丁目 2 番地	0156-62-2617
御影中学校	清水町字御影南 2 線 73 番地	0156-63-2562
北海道清水高等学校	清水町北 2 条西 2 丁目 2 番地	0156-62-2156

5 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十勝総合振興局（地域政策部地域政策課）	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-27-8502
教育庁十勝教育局	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-27-8627
十勝総合振興局 帯広建設管理部 (鹿追出張所)	上川郡鹿追町南町 1 丁目 54	0156-66-2301
十勝総合振興局 保健環境部 (新得地域保健支所)	上川郡新得町 3 条南 6 丁目	0156-64-5104
十勝総合振興局産業振興部 (南部耕地出張所)	河西郡芽室町東 9 条 5 丁目	0155-62-3134
農業改良普及センター 十勝西部支所	清水町字清水基線 67-76	0156-62-2015
十勝家畜保健衛生所	帯広市川西町基線 59-6	0155-59-2021
十勝総合振興局 森林室	十勝郡浦幌町字東山町 10-23	015-576-2165
十勝総合振興局 森林室（池田分室）	中川郡池田町西 2 条 4 丁目	015-572-2141

6 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新得警察署	上川郡新得町 4 条南 6 丁目 1-2	0156-64-0110
清水交番	清水町南 4 条 4 丁目 2 番地 2	0156-62-2151
御影駐在所	清水町御影東 1 条 3 丁目 2 番地	0156-63-2151

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第五戦車大隊（鹿追駐屯地）	河東郡鹿追町笹川北 12 線 10 番地	0156-66-2211

8 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道土地改良事業団体連合会 十勝支部	帯広市西 3 条南 3 丁目十勝合同庁舎町村会内	0155-23-6645
帯広開発建設部 帯広道路事務所	中川郡幕別町札内西町 73 番地 6	0155-25-1250

名 称	所 在 地	電 話 番 号
帯広開発建設部 帯広河川事務所	中川郡幕別町札内西町 73 番地 6	0155-25-1294
北海道農政事務所 帯広地域センター	帯広市西 6 条南 7-3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2401
北海道財務局帯広財務事務所	帯広市西 5 条南 6 丁目 11 番地	0155-25-6381
十勝西部森林管理署	帯広市東 9 条南 14 丁目 2 番地 2	0155-24-6118
帯広運輸支局	帯広市西 19 条北 1 丁目 8 番 4 号	0155-33-3282
釧路地方気象台（防災業務課）	釧路市幸町 10 丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎 9 階	0154-31-5146
帯広測候所	帯広市東 4 条南 9 丁目 2 番 1 号	0155-24-4555
北海道総合通信局防災対策推進室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第一合同庁舎	011-747-6451

9 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水郵便局	清水町南 2 条 3 丁目 8 番地	0156-62-2337
人舞郵便局	清水町字人舞 210 番地 6	0156-62-2499
熊牛郵便局	清水町字熊牛 71 番地	0156-62-2337
御影郵便局	清水町御影本通 4 丁目 2 番地	0156-63-2120
NTT 東日本 北海道帯広支店	帯広市西 4 条南 5 丁目 1 番地	0155-23-7989
NTT ドコモ 北海道支社帯広支店	帯広市大通南 9 丁目 4 帯広大通ビル	0155-23-1680
KDDI au 帯広支店	帯広市大通南 10 丁目 18 番地	0155-21-7770
北海道電力株式会社 新得営業所	上川郡新得町拓鉄 141 番地	0156-64-5303
日本赤十字社 北海道支部 十勝地区	帯広市東 3 条南 3 丁目 十勝合同庁舎内（十勝保健福祉事務所）	0155-27-8516
北海道旅客鉄道株式会社十勝清水駅	清水町本通 1 丁目 1 番地 1	0156-62-2506
東日本高速道路株式会社北海道支社 帯広管理事務所	河東郡音更町字音更西 2-7-3	0155-42-8151
NHK 帯広放送局	帯広市西 5 条南 7 丁目 2 番地 2	0155-23-6504

10 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
HBC 帯広放送局	帯広市西 2 条南 10 丁目 11-2 IS ビル 2 階	0155-23-9125
STV 帯広放送局	帯広市東 4 条南 13 丁目	0155-23-8600
HTB 帯広支社	帯広市西 3 条南 10 丁目 32 日本生命帯広駅前ビル	0155-22-0531
UHB 帯広支社	帯広市西 4 条南 9 丁目	0155-24-3446
十勝医師会	中川郡池田町利別本町 6-7	01557-2-6395

11 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十勝清水町農業協同組合	清水町南 2 条 1 丁目	0156-62-2161
十勝農業共済組合西部支所	清水町字清水第 1 線 50 番地 41	0156-62-2072
清水町商工会	清水町本通 1 丁目	0156-62-2208
清水町森林組合	清水町字御影南 1 線 48 番地	0156-63-2004
清水町建設業協会	清水町南 4 条西 4 丁目 11 番地	0156-62-2533
清水町シルバー人材センター	清水町南 5 条 6 丁目 1 番地	0156-62-6058
北海道エルピーガス災害対策協議会十勝支部	帶広市西 5 条南 2 丁目 12 番地 4	0155-23-5993
帶広地方石油業協同組合清水支部	清水町南 1 条 1 丁目 5 番地	0156-62-2183
清水町社会福祉協議会	清水町南 3 条 2 丁目 1 番地	0156-69-2200

12 近隣市町村（十勝管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
帶広市	帶広市西 5 条南 7 丁目 1 番地	0155-24-4111
音更町	河東郡音更町元町 2 番地	0155-42-2111
士幌町	河東郡士幌町字士幌 225 番地	01564-5-2211
上士幌町	河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地	01564-2-2111
鹿追町	河東郡鹿追町東町 1 丁目 15 番地 1	0156-66-2311
新得町	上川郡新得町 3 条南 4 丁目 26 番地	0156-64-5111
芽室町	河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14	0155-62-2611
中札内村	河西郡中札内村大通南 2 丁目 3 番地	0155-67-2311
更別村	河西郡更別村字更別南 1 線 93 番地	0155-52-2111
大樹町	広尾郡大樹町東本通 33 番地	01558-6-2111
広尾町	広尾郡広尾町西 4 条 7 丁目 1 番地 1	01558-2-2111
幕別町	中川郡池田町西 1 条 7 丁目 11 番地	015-572-3111
豊頃町	豊頃町茂岩本町 125 番地	015-574-2211
本別町	中川郡本別町北 2 丁目 4 番地	0156-22-2141
足寄町	足寄郡足寄町北 1 条 4 丁目 37 番地	0156-25-2141
陸別町	足寄郡陸別町字陸別東 1 条 3 丁目 1 番地	0156-27-2141
浦幌町	十勝郡浦幌町字桜町 15 番地 6	015-576-2111

13 町内医療機関

名 称	住 所	電話番号
清水赤十字病院	清水町南2条2丁目1番地	62-2513
医療法人前田クリニック	清水町南1条4丁目1番地	62-2032
医療法人社団だい内科	清水町南4条4丁目2番地1	69-3555
御影診療所	清水町御影西2条3丁目13番地	63-2320
医療法人啓仁会病院	清水町御影本通5丁目9番地	63-3131

14 町内介護施設等

名 称	住 所	電話番号
特別養護老人ホーム せせらぎ荘	清水町南3条1丁目1番地	62-3611
地域密着型 せせらぎ荘	清水町南3条1丁目1番地	62-3611
高齢者グループホームせせらぎハウス	清水町南3条1丁目1番地	62-3611
グループホーム うらら	清水町南1条3丁目20番地2	69-1177
グループホーム さくらさくら	清水町字下佐幌基線98番地	69-3001
小規模多機能型居宅介護事業所 さくらさくら	清水町字下佐幌基線98番地	62-3733
小規模多機能型居宅介護事業所 松沢の郷	清水町字熊牛11番地	62-8088
老人保健施設 みかげ	清水町御影西2条3丁目13番地	63-2320

■ 指定緊急避難場所・指定避難場所

* 指定緊急避難場所

緊急避難場所		所在	電話番号
洪水、大規模火災、内水氾濫の場合	地震の場合		
清水小学校	清水小学校グラウンド	上川郡清水町字清水第2線71番地	0156-62-2082
清水高校	清水高校グラウンド	上川郡清水町北2条西2丁目	0156-62-2156
清水中学校	清水中学校グラウンド	上川郡清水町本通11丁目	0156-62-2617
	北地域集会所前広場	上川郡清水町北2条7丁目	0156-62-2111
	東地域集会所横広場	上川郡清水町南9条8丁目	0156-62-2111
文化センター	清水中央公園	上川郡清水町南3条3丁目	0156-62-5115
老人福祉センター	有明公園多目的広場	上川郡清水町南2条7丁目	0156-62-2582
農業研修会館	農業研修会館前広場	上川郡清水町字清水第4線59番地	0156-62-2521
	西地域集会所前広場	上川郡清水町南2条西5丁目	0156-62-2111
	御影中学校	上川郡清水町字御影南2線73番地	0156-63-2562
御影小学校	御影小学校グラウンド	上川郡清水町御影東2条3丁目	0156-63-3560
御影公民館	御影公民館前広場	上川郡清水町東1条南2丁目	0156-63-2111
	鉄南中央公園	上川郡清水町御影東1条5丁目	0156-63-2111
	旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	上川郡清水町字下佐幌基線98番地	0156-62-2111
旧下人舞小学校	旧下人舞小学校グラウンド	上川郡清水町字人舞169番地	0156-62-2111
人舞福祉館	人舞福祉館前広場	上川郡清水町字人舞289番地	0156-62-5281
旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	旧北熊牛小学校グラウンド (きたくま文化蔵グラウンド)	上川郡清水町字熊牛125番地	0156-62-6888
旧熊牛小学校	旧熊牛小学校グラウンド	上川郡清水町字熊牛68番地	0156-62-2111
旧松沢小学校 (松沢の郷)	旧松沢小学校グラウンド	上川郡清水町字熊牛11	0156-62-5683
美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	美蔓福祉館前広場 (旧美蔓小学校グラウンド)	上川郡清水町字美蔓西23線85	0156-62-5556
上清水福祉館	上清水福祉館前広場	上川郡清水町字清水第3線32	0156-62-4096
羽蒂福祉館	羽蒂福祉館前広場	上川郡清水町字羽蒂南2線97	0156-63-3200
少年自然の家	少年自然の家広場	上川郡清水町字羽蒂南10線94	0156-63-2139
剣の郷創造館 (旧旭山小学校)	剣の郷創造館グラウンド (旧旭山小学校グラウンド)	上川郡清水町字旭山31	0156-63-2568

* 指定避難所

避難所	所在	電話番号
清水小学校	上川郡清水町字清水第2線 71	0156-62-2082
清水高校	上川郡清水町北2条西2丁目	0156-62-2156
清水中学校	上川郡清水町本通11丁目	0156-62-2617
文化センター	上川郡清水町南3条3丁目	0156-62-5115
老人福祉センター	上川郡清水町南2条7丁目	0156-62-2582
農業研修会館	上川郡清水町字清水第4線 59	0156-62-2521
御影中学校	上川郡清水町字御影南2線 73	0156-63-2562
御影小学校	上川郡清水町御影東2条3丁目	0156-63-3560
御影公民館	上川郡清水町御影東1条5丁目	0156-63-2111
旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	上川郡清水町字下佐幌基線 98	0156-62-2111
旧下人舞小学校	上川郡清水町字人舞 169	0156-62-2111
人舞福祉館	上川郡清水町字人舞 289	0156-62-5281
旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	上川郡清水町字熊牛 125	0156-62-6888
旧熊牛小学校	上川郡清水町字熊牛 68	0156-62-2111
旧松沢小学校 (松沢の郷)	上川郡清水町字熊牛 11	0156-62-5683
美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	上川郡清水町字美蔓西23線 85	0156-62-5556
上清水福祉館	上川郡清水町字清水第3線 32	0156-62-4096
羽帶福祉館	上川郡清水町字羽帶南2線 97	0156-63-3200
少年自然の家	上川郡清水町字羽帶南10線 94	0156-63-2139
剣の郷創造館 (旧旭山小学校)	上川郡清水町字旭山 31	0156-63-2568

* 指定緊急避難場所：災害時に緊急、かつ一時的に避難する場所

* 指定避難所：被災者が一定期間避難生活を送る場所

■ M E M O ■

災 害 発 生 時 の 職 員 初 動 マ ニ ュ ア ル

災害発生時の職員初動マニュアル

平成27年4月

清水町災害対策本部

清水町災害時要援護者
避難支援プラン
(全体計画)

平成25年3月
清水町

目 次

1	基本的考え方（避難支援プラン背景と目的）	1
2	避難支援プランの対象者の考え方（範囲）	1
3	要援護者情報の収集・共有の方法	1
4	避難支援体制	2
5	避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	2
6	洪水・地震ハザードマップ等の整備・活用方法	3
7	避難誘導の手段・経路等	3
8	避難所における支援方法	3
9	要援護者避難訓練の実施	4
10	避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方	5

1 基本的考え方（避難支援プランの背景と目的）

近年、集中豪雨や台風による風水害、新潟県中越沖地震、東日本大震災など、全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、特に高齢者や障害者等の災害時要援護者が、迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定する必要がある。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

本町における避難支援プラン（個別計画）の対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。

- 65歳以上の単身世帯
- 70歳以上の夫婦世帯
- 希望世帯

3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

町は、次に掲げる方式により、災害時要援護者情報の収集を行うものとする。

< I 手上げ方式>

「2」の対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から避難支援者等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出しなければならないものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

< II 同意方式>

町は、地域において支援が必要な人を把握し、要援護者リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

4 避難支援体制

町は、町内会組織、福祉関係者と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、町内会、農事組合、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

更に、要援護者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要援護者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする

町は、大規模地震が発生した場合や風水害により災害の発生が予測される場合に、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置する。

災害時要援護者の避難支援については、災害対策本部の中に民生対策部として「援護班」「医療班」を設置し、町内会組織、消防団、福祉関係者等と協力し避難の支援を行うこととする。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

1. 情報伝達ルート

避難準備情報等については、町から各町内会長を通じた災害時要援護者及び避難支援者等への直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

2. 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害の状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ・聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

3. 情報伝達責任者の明確化

災害時要援護者に対する情報伝達については、役場に設置された民生対策部援護班が行う。

更に、災害時要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するもの

とする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

6 洪水・地震ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、町ホームページや町広報紙への掲載を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

更に、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防本部、消防団、町内会等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

8 避難所における支援方法

（1）避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、民生対策部援護班が中心になり、福祉関係者の協力を得つつ、要援護者班を設置し、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生

活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

（2）福祉避難所の指定

要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 要援護者情報の収集・共有の方法」により把握した災害時要援護者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

9 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、町内会、消防団等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図ることが大切である。

避難訓練には、地域住民や要援護者、支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

10 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれがあるときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、別紙のとおり避難支援プラン（個別計画）を策定する。

（1）個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。

また、個別計画は、要援護者本人、その家族及び役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要援護者本人が同意した者に配布する。

（2）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（1）のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

（3）個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として（1）に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。